

令和3年3月30日（火）

於・農林水産省第3特別会議室

第200回林政審議会議事速記録

林 野 庁

午後1時15分 開会

○永井林政課長 お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまから林政審議会を開催いたします。

林政課長の永井と申します。よろしくお願ひいたします。

まず、定足数について御報告いたします。

本日は、委員20名中、オンラインでの御出席も含め、17名の委員に御出席を頂いております。当審議会の開催に必要な過半数の出席という条件を満たしておりますので、本日の審議会が成立していることを御報告いたします。

また、森林・林業基本計画の変更に関する特別委員として、網野委員、長濱委員の2名にも御出席いただいております。

なお、本日は河野委員、古口委員、砂山委員、野田委員、日當委員、深町委員、福島委員、網野特別委員、長濱特別委員にオンラインで御出席いただいております。

なお、丸川委員におかれましては、遅れて到着されるとお聞きしております。

また、今回の林政審議会はオンラインも併用しての開催となっている関係で、お願ひを申し上げます。会場にお越しの方は、御発言の際にはマイクをできるだけ口に近付けて、ゆっくりと御発言ください。マイクの消毒は事務局で行います。オンラインで御参加の方は、御発言の際には各自マイクをオンにいただき、御発言が終わりましたらミュートにさせていただくようお願いいたします。

林野庁の出席者につきましては、お手元に参考3として林野庁名簿を配付しておりますので、御覧いただければと存じます。

なお、この会場にいない次長、各課長はリモートで参加いたしますので、御了承ください。

ここからの議事進行は、土屋会長にお願ひしたいと思います。土屋会長、よろしくお願ひいたします。

○土屋会長 皆様、こんにちは。年度末ぎりぎりのところ、それからコロナ禍がまだ続いておりますので、その中、御参集いただき、若しくはオンラインで御参加いただき、ありがとうございました。

それでは、まず初めに本郷林野庁長官から御挨拶を頂いてから審議に入りたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○本郷林野庁長官 林野庁長官、本郷でございます。本日は林政審議会に御出席を賜りましてありがとうございます。

これまで森林・林業基本計画について議論を重ねていただきましたけれども、今般、その概略、骨子という形でまとめさせていただいた案を皆さんに御審議を賜りたいと思っております。また、全国森林計画という計画をこの森林・林業基本計画の変更に合わせて一部変更していかなければならないと考えておまして、そのことも併せて御説明をさせていただきたいというふうに思っております。

今般の基本計画、これまで議論をさせていただいたところでございますけれども、とにかくこれから先の森林・林業が正に持続的にということで成り立っていくように、そして世の中に貢献できるようにしていきたいというふうに思っておりますので、そのような計画になりますよう、是非委員皆様の御指導、御鞭撻を賜ればというふうに思っております。本日はよろしく御審議をお願いいたします。ありがとうございました。

○土屋会長 本郷長官、ありがとうございました。

それでは、これから議事次第に従って議事を進めていきます。

今日の主な議題は、これまでもずっと続けてきたところですが、森林・林業基本計画の変更についてです。

基本計画のこれまでの検討の前半は比較的テーマごとにいろいろなことを議論するという場が設けられていたわけですが、前回辺りから急激にスピードアップし、今日、それから次の回辺りになってきますと、一番最後の合意に向けて急ぎ足で行く感じになります。

そういう中で今日の位置づけということになりますと、今日は骨子案ですので、骨子の内容について御意見を頂いて、そのご意見に沿った修正も可能であるというふうに伺っております。ですので、これまでの検討での皆さんの御意見がもしもこの中に反映していない部分があるとすると、若しくはより強調したい部分があるとすると、今日言っていただいた方がよろしいんじゃないかと思えます。

次の回ですと、もう本文が出てきますね。本文が出てきますので、より具体的になってきますが、その代わり我々の意見も詳細なところで意見を言わざるを得ないということになりますので、その点をお含みおきください。

以上、長々と、ある意味で分かり切ったことを申し上げました。

それでは、まずは事務局の方から御説明を頂きたいと思えます。よろしく申し上げます。

○河南企画課長 企画課長でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

まず、基本計画の変更関係の資料を御説明申し上げます。

今、会長からございました、今回は骨子案、それから基本計画において定めることとされて

おります目標の数値案について御説明した上で、御議論を頂きたいと考えております。

また、前日も配付をさせていただいております使用データなどを抜粋してまとめた森林・林業・木材産業に関する主要指標等、これは参考の1という形で付いておりますけれども、こちらも適宜御参照いただければと存じます。

では、初めに資料1-1を御覧くださいませ。新たな基本計画（骨子案）のポイントというものでございます。この後、御説明申し上げます骨子案の概要を整理したものでございます。

1ページ目は、前回お示した新たな計画の5本柱の対応方向を整理したもの、2ページ目は、この方向に基づきます施策の概要を森林・林業基本法に掲げられました施策の柱立て等に基づいて整理をしたものでございます。

資料1-2を御覧ください。今、概要紙でございましたが、こちらの紙に基づいて骨子案の内容を御説明申し上げます。

まず、1ページの上の方、前書きでございます。こちらは、新たな計画の前提となる事項について、概括的に記述をする予定でございます。

続きまして、1ページ中盤でございます。森林及び林業に関する施策についての基本的な方針についてであります。

1の前基本計画に基づく施策の評価等のところでは、まず前基本計画に掲げた目標の進捗状況といたしまして、木材供給量が元年には3,100万立米へとおおむね計画どおりに増加してきていることなど、進捗状況を記述する予定でございます。

次の丸、主な施策の評価でございますが、川上では森林経営管理制度や譲与税が創設をされ、原木の安定供給も進展した一方で、収支の改善が不十分で、再造林が低位であること、また、川中・川下では製材合板工場の整備により生産性が向上し、民間非住宅分野での利用、あるいは木材輸出が増加した一方で、製材のJAS格付率が低位にとどまっているなど、全体として川上から川下まで施策の評価を記述する予定でございます。

次のページ、2ページでございます。

前基本計画策定以降の情勢変化等のところでは、少子高齢化、人口減少、2050年カーボンニュートラル、新型コロナ、あるいは新たな技術の進展など、今後の施策を検討する上で前提となる情勢変化を記述したいと思っております。

次の2です。森林及び林業をめぐる情勢変化等を踏まえた対応方向。こちらは前回正に御説明を申し上げたところでございまして、森林・林業・木材産業によるグリーン成長を基本的な考え方として掲げた上で、二つ目の丸から五つ下に丸が続いてまいりますけれども、五つの柱

に整理しているところでございます。これらの五つの柱に基づきまして、川上から川下までの施策を整理していく考えでございます。

それから、前回の林政審におきまして、この5本柱に関して複数の委員から、使っている用語が特殊である、あるいは使われ方が特別であるということで、しっかり説明が必要だというお話を頂いておりました。資料1参考というものを準備をいたしました。この中、パソコンですと07のタブが付いているものですが、一枚紙の資料です。整理をしております、今後作成する計画の本文案におきましては、こういう内容がきちんと明確になるよう書いていきたいというふうに思っております。

3ページを御覧くださいませ。森林の有する多面的機能の発揮並びに林産物の供給及び利用に関する目標のところでは、こちらは後ほど1-4で、やや細かく御説明申し上げます。

続きまして、森林及び林業に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策についてです。

先ほどの5本の対応方向の下でこれから御説明する内容について記述をしていきたいという考えです。

1番、森林の有する多面的機能の発揮に関する施策についてです。

一つ目の丸、適切な森林施業の確保のところでは、森林計画制度に基づく適切な伐採と更新の確保に向けた取組、特に植栽による更新に適した区域の設定、伐採造林届出制度の見直し、指導強化等を記述したい考えです。

次の二つ目の丸、面的なまとまりを持った森林管理に関しましては、村松委員から小規模所有者の森林管理の方向性を考えるべき、あるいは村松委員、深町委員から、境界や所有者不明の問題もあるので、土地所有・管理の在り方も考えていく必要があるという御意見を頂いておりました。森林境界の明確化、経営管理制度に基づく取組、レーザ測量の活用等による関連情報を森林クラウドに集積しての共有、高度利用、こういったことを記述したい考えです。

次の再生林の推進につきましては、松本委員から実効性のある対策に取り組むべき、また、造林を促進する区域の指定にあつては、自然条件だけでなく収益性の判定という要素も加えるべきという御意見を頂いておりました。エリートツリー苗木等の生産体制の整備、林業適地の抽出技術の高度化、改正間伐等促進法による区域を指定して、再生林を促進する仕組みの創設、造林コストの低減等を記述しております。

また、出島委員からは、ニホンジカの問題は森林の公益的機能発揮の面でも脅威になっていて、単に再生林における課題ではないというお話を頂いておりました。このお話も踏まえまして、次に野生鳥獣による被害の対策の推進という項目を立てた上で、効果的・効率的な捕

獲、防護技術の開発等を記述したいと考えております。

次の適切な間伐等の推進では、吸収源対策に向けて今般延長される間伐等特措法に基づく取組等を記述する考えです。

4 ページです。路網整備の推進につきましては、吉川委員から10トン車が走行できる林道が必要、地域のインフラとして整備を行う森林を明確化して集中投資を行うべきといった御意見を頂いておりました。基本的考え方などにつきましては、後ほど目標値に関する資料のところでもまた御説明を申し上げます。ここでは災害の激甚化や走行車両の大型化を踏まえた林道等の路網の強靱化、長寿命化などを記述したい考えです。

次の複層林化と天然生林の保全管理の推進につきましては、土谷会長から生物多様性に係る書きぶりを充実させるべき、国有林のみならず民有林においてもしっかり取り組む必要があるとの御意見を頂いておりました。また、昨年来の議論でもこの機能の発揮をしっかり図っていくべき、そういうお話を頂いておりました。

経営管理制度と譲与税を活用した針広混交林化、育成単層林施行における生物多様性保全に配慮した施行の推進、希少な森林生態系の保護管理に加え、二次林的な里山林の保全管理、森林認証への理解促進などを記述しております。民有林に対しても施策を強化していく考えでございます。

加えて、公的な関与による森林整備としての林業公社等による水源林醸成、また花粉症対策なども記述する考えです。森林認証について盛り込んでほしい、またNPO等の位置づけをとという長濱委員からの御意見、また、塚本委員からの林業公社にも目配りをという御意見も踏まえて整理をしております。

次のカーボンニュートラル実現への貢献のところは、丸川委員から森林のみならず木材利用による貢献も併せて主張していくべき旨、また出島委員からは天然林が長期的に吸収源として寄与することも意識すべきとのお話を頂いておりました。間伐や天然生林の管理保全に加え、エリートツリー等の活用による森林吸収量の確保・強化、木材利用によるCO₂排出削減、炭素貯蔵について記述する考えです。

次の国土の保全等の推進についてですが、松浦委員からソフト対策も重要との御意見、玉置委員からは太陽光発電パネルの適切な設置について、関係省庁連携した取組をとの御意見を頂いておりました。強靱化のための5か年対策等に基づくきめ細やかな治山ダムの設置、森林土壌の保全強化などを進めること、また、既存施設の長寿命化、ハード対策と山地災害危険地区に関する調査分析などソフト対策の一体的推進、太陽光パネルも念頭に置きまして、林地開発

許可制度を通じた適切な利用確保等を記述したい考えです。

研究の技術開発及びその普及については、古口委員から林業普及指導員の適正配置についての御意見を頂いておりました。異業種とも連携しながら、戦略的・計画的に研究・技術開発を進めること、林業普及指導員の技術水準の確保、設置等を記述する考えです。

次の新たな山村価値の創造につきましては、林業・木材産業や特用林産物等の地域資源の活用、次のページにいきますが、森林サービス産業等による関係人口の拡大、地域における農林地の管理・利用など、協働活動による集落・コミュニティの維持活性化を記述する考えです。

この項目につきましては、河野委員から山村での暮らしをどう成り立たせるか、また、若い世代の希望となるようにとの御意見、それから、森林サービス産業に関しまして小野委員から、地域によって森に対する関わり方などが異なる中で、それぞれの地域の魅力を生かしたサービスとなるように、また経済的メリットが出るような取組をととの御意見、吉川委員からは、様々な政策手法の検討をととの御意見がございました。頂いた御意見を踏まえながら、施策展開を図っていく考えでございます。

次の国民参加の森づくり等の推進につきましては、福島委員から、若い世代への情報発信が重要、森林を体験する機会を増やして重要性を認識してもらうべきとの御意見を頂いておりました。譲与税を活用した森林整備等の取組状況の発信、また国民参加による森づくり活動、森林環境教育等の充実を記述したい考えです。ここでもNPOの参画も念頭に置いてまいります。

続きまして、大きな二つ目、林業の持続的かつ健全な発展に関する施策です。

村松委員や吉川委員から、林業を持続可能な産業にしていくことをしっかり明記すべき、また、立木価格を確保するため、原木生産、再造林、育林、各段階でのコストダウンが最重要課題との御意見を頂いておりました。同様の文脈で、松本委員からは企業経営の視点で考えるべきとの御意見もございました。これらは今回の計画の主要なテーマと考えております。全体をそういう認識で整理をしております。

一つ目の丸、望ましい林業構造の確立のところでは。

長期にわたる持続的な経営を目指すべき姿を明らかにした上で、新技術を活用し、生産性や安全性を抜本的に改善する新しい林業を展開していくことを記述していきたい考えです。

松浦委員からは、イノベーションを進める上では民間との連携が重要との御意見ございました。しっかり書いていくつもりです。

砂山委員からは、費用や人員の制約もあるので、林業界全体の底上げの必要性に留意をとのお話がありました。研究技術開発など、国の役割もしっかり果たした上で底上げを図っていく

考えです。

次の担い手となる林業経営体の育成のところでございます。施行の集約化、経営管理権の設定等による長期的な経営の確保、改正森林組合法等による経営基盤や経営力の強化、路網整備と高性能林業機械等による生産性の向上、素材生産者と造林者の協業化など、再造林の実施体制の整備などを記述する考えです。

この点、中原委員から造林技術の途絶への危機感の表明を頂いておりました。また、村松委員からは再造林を進めていくための仕組みを計画的に位置づけるべきとの御意見も頂いておりました。長期にわたる持続的な経営の下、再造林の実施体制を確保することを通じて技術も保持される、そういう姿を目指したい意識でございます。

松本委員からは、経営の多角化など、収支のプラス転換に向けた施策が必要との御意見がございました。ハード面、それから人材というソフト面、両方意識して書いていくつもりです。

6ページです。

人材の育成・確保のところでは、福島委員から、学ぶ場の充実、若い世代に新しい林業を理解してもらうことの重要性について、また、松浦委員から記述の充実をとの御意見を頂いておりました。林業大学校で学ぶ青年や新規就業者、林業高校へのサポート、さらには女性の活躍、林福連携の取組など記述する考えです。

次の林業従事者の労働環境の改善のところ。古口委員、砂山委員、中原委員から、従事者の所得向上と労働環境改善の必要性について、御意見を頂いておりました。所得の向上、それから適切な処遇に向けた能力評価の導入、死傷年千人率の半減を目指しての労働安全対策の強化、こういったことを記述する考えです。

特用林産物の生産振興におきましては、山村地域における収入確保に重要なキノコ等の生産振興等を記述する考えです。

続いて三つ目、林産物の供給及び利用の確保に関する施策です。

一つ目の丸、原木の安定供給につきましては、立花委員から売手と買手の情報共有、中原委員から需給を踏まえた木材生産の必要性、福島委員から需要側と供給側の連携強化について御意見を頂いておりました。川上側が価格交渉力を持つ国産材の安定供給への体制への転換、ICTを用いた生産流通管理の導入等による商物分離の取組、地域におけるサプライチェーン・マネジメントの取組推進などを記述する考えです。

次の木材産業の競争力強化につきましては、玉置委員から品質・性能の高い木材製品の供給が重要で、集成材等の国産材化に取り組むべき。日當委員からは、地域の活力維持の観点から、

地方の製材工場等にも力点を置いて考えていく必要、工場間の連携が重要、また、JAS材など優良材のマーケットを作っていくべきといった御意見を頂いておりました。JAS材、KD材、集成材など、品質・性能の確かな製品を低コストで安定的に供給できる体制の整備等を通じた国際競争力の強化、消費者ニーズに応じた単価の高い多品目の製品供給を柔軟に行うことができる体制の整備等を通じた地場競争力の強化、中大規模の木造建築物に必要となりますJAS製品の供給促進、次のページにまいりまして、横架材など国産材比率の低い分野への利用促進などを記述していく考えです。

次の都市等における木材利用の促進につきましては、網野委員から設計や施工には多くの方法があるので、仕様の標準化ということは適切ではないという御意見、また、野田委員から新たな部材の開発・普及、木構造設計の標準化、人材育成等の課題解決が必要との御意見を頂いておりました。公共建築物法に基づく木造化・木質化の推進、中大規模非住宅建築物における木材利用の拡大に向けました一般流通材の活用、耐火部材等の開発・実証、部材の仕様の標準化、木造建築設計者の育成、リフォームや土木分野における利用拡大などを記述する考えです。

その際、中大規模、あるいは非住宅の建築物の分野は様々な取組が始まったばかりでありまして、一律の型にはめるということではなく、設計とか施工のノウハウを蓄積しながら、部材の仕様の標準化などを図っていきたい考えで書いていく所存であります。

次の生活関連分野における木材利用の促進については、広葉樹材を活用した家具、生活関連分野での利用の促進などを記述しております。

次の木質バイオマスの利用のところでは、河野委員、斎藤委員、野田委員から、森林資源の持続やカスケード利用について、また、深町委員から地域内循環の必要について御意見を頂いておりました。未利用材の活用やカスケード利用を基本としつつ、地域での熱利用が前提となります熱電併給、熱利用の推進、FIT事業計画認定における再造林実施状況の確認、改質リグニンなど、プラスチック代替素材の研究開発などを記載いたします。

次の木材等の輸出促進については、野田委員から、付加活動を持つ製品の輸出促進の必要性について御意見ございました。農林水産物・食品の輸出実行拡大戦略に基づきまして、輸出産地や輸出関係者の組織化を通じた、付加価値の高い製材・合板の輸出促進等を記述する考えです。

消費者の理解の醸成につきましては、立花委員から、木材利用の意義等の情報発信、また、河野委員から製品の品質・性能や合法性に係る情報発信をという御意見を頂いておりました。ESG投資にもつながるような木材利用の意義、エビデンスの発信、合法伐採木材制度の普及

など記述する考えです。

8 ページです。

4、国有林野の管理及び経営に関する施策です。

国有林野に期待される役割を踏まえた管理経営の在り方等について記述をいたします。

土屋会長からは、登山道の利用対応を積極的にという御意見も頂いておりました。これも踏まえて記述をしております。

5、その他横断的に推進すべき施策のところでは、デジタル化の推進、新型コロナへの対応、大震災からの復興・創生等について記述をする予定です。

新型コロナに関しまして、野田委員から、国内の需要動向や海外からの供給状況の変化を注視し、柔軟な対応と施策が必要との意見がございました。これも踏まえて整理をする考えです。

6の団体に関する施策では、林業所得の増大への貢献に向けた森林組合に関する施策について記述予定です。

最後に、森林及び林業に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な施策として、みどりの食料システム戦略に掲げる取組の推進、施策の進捗管理と評価、財政措置の効率的かつ重点的な運用について記述したいと思っております。

以上が骨子案の中身でございます。

それから、次に資料1－3を御覧ください。新たな基本計画の項目についてという一枚紙でございます。

新たな基本計画の項目立てを整理したものでありまして、全体構成、御覧いただきやすいようにということで準備をいたしました。当然ながら、構成は今御説明した骨子と同じであります。

ここでは、(1)というページの上3分の1ぐらいのところがございます、4 森林・林業・木材産業関係者に特に必要とされる視点というのがあるかと思えます。ここについて補足して御説明いたします。

これまでの議論で、今回の計画におきましては、森林や林業経営の持続性をいかに高めていくかが中心テーマと認識をしております。御意見の中では、川上での様々なコスト削減が進んだ結果として丸太価格が下がってしまったのは山元還元ができないという御意見。それから木材需要を広げるために、川中・川下での合理化努力が進んだ結果として丸太価格が下がってしまったのも同様という御意見、さらには、国民や関係者の役割分担や期待する行動なども明確にすべき、こういった御意見を頂いておりました。これらを踏まえて、ここでの必要とされる視点

といたしまして、関係者全てが自らの短期的な利益のみを追求するのではなくて、相互利益の拡大を通じて再造林につなげていく、そういう視点を共有し努力していき、こういったことをこの部分で記述をしていきたいというふうに考えております。

続きまして、資料1－4でございます。基本計画に掲げる目標数値についてでございます。横長の資料であります。

まず、この1ページを御覧ください。目標の考え方です。

基本法に基づきまして二つの目標、多面的機能の発揮に関する目標と林産物の供給・利用に関する目標を定めることとされています。

多面的機能の目標につきましては、基本的に現行計画と同様に、将来の指向する森林の状態に向けて森林の整備・保全が進んだ場合に見込まれる5年後、10年後、20年後の育成単層林、育成複層林、天然生林の面積等を目標値として提示する考えでございます。

二つ目の供給と利用に関する目標につきましては、同じく現行計画と同様に、望ましい森林の整備・保全が行われた場合の木材供給量を算出いたしまして、今後の需要動向を見通した上で、各種の施策によって諸課題が解決された場合に実現可能な用途別の国産材利用量、この5年後、10年後の目標値を書くというものでございます。

2ページを御覧ください。

多面的機能の発揮に関する目標の前提となる誘導の基本的な考え方とイメージです。

三つの色に分類しています。赤色と青色と緑色であります。

赤色のところ、育成単層林のうち、林業経営に適した場所のものであります。伐採と植栽による確実な更新を図ることで、育成単層林として維持をする。

青色のところは、条件が不利なところでは針広混交林など、複層林に誘導するということ。

それから、緑のところ、天然生林につきましては、一部手入れの行き届いていない里山林など、育成複層林に誘導しつつ、それ以外は原則維持するというものでございます。

3ページです。

森林の期待をされます八つの機能、それぞれの機能を発揮するのに望ましい森林の姿、これを整理をしております。下の方には育成単層林、複層林、天然生林についての説明を書いております。

4ページでございます。

望ましい森林の姿に向けまして、森林の区分別の誘導の考え方を整理しております。

下の表の左側でございます、それぞれの森林において発揮を期待する機能に応じまして、ど

う誘導するか判断していく、その中身を書いているというものでございます。特に育成単層林にあつては、林地の生産力とか傾斜等の自然的条件、車道からの距離等の社会的条件も勘案して、この判断を行っていくということで整理をしております。

5 ページは、指向状態に向けた森林の誘導について、面積とか考え方を模式図で整理をしたものでございます。

6 ページでございます。

ここまでで御説明した内容を踏まえまして、新たな基本計画における一つ目の目標の具体的な数値を書いております。左下の参考にお示しをする指向する森林の状態、これは現行計画の面積を維持しております。この状態を目指して進んでいく、これから5年後、10年後、20年後の森林面積として、この表の中に数字を掲げているものでございます。現行計画下における複層林への誘導ペースの遅れも踏まえながら、今後、経営管理制度やモザイク施業の推進などによりまして、複層林への誘導が効率的に進むことなどを見込んで設定しているものでございます。

7 ページです。ここからは目標の二つ目に関連いたします。

木材の供給量、すなわち国産材の供給量でございます。繰り返しになりますが、各般の施策が推進をされ、路網整備とか間伐、主伐、再生林が計画的に行われた場合に供給される国産材の量として設定するものでございます。

このページの一番下にあります、令和7年に4,000万、令和12年には4,200万、こういう目標値に設定したいと考えています。10年間ではプラス1,100万立米の増、1.4倍の水準でございます。

8 ページは、この水準に対します用途別の利用量の目標についてであります。輸入材も含めました木材全体の需要動向を見通した上で設定することとしています。

まず、左側であります。需要量の見通しの考え方のところ です。

まず、建築用の利用が多い製材用材、合板用材につきましては、人口減少に伴って住宅需要が中長期的に減少する一方で、非住宅建築物やリフォームにおける利用の促進、木材製品の輸出拡大などにより増加傾向で推移すると見込んでおります。

パルプ・チップ用材については、ペーパーレス化が進む中で減少傾向、燃料材についてはF I Tによる木質バイオマス発電施設の稼働状況や今後の計画、熱利用の動向等を踏まえて増加すると見込んでいます。

次に、右側の方です。用途別利用量の目標値のところ です。

製材用材につきましては、JAS製品、人工乾燥材、ツーバイフォー用部材など、国産材製品の供給拡大で、住宅用部材などにおける外材からの転換、非住宅建築分野における木材利用、あるいは木材製品輸出の拡大によりまして、利用量を大幅に増加させたい考えです。

失礼いたしました。資料1-4がコンピューターの中に資料として、データとして入っていませんでしたということがございます。大変失礼いたしました。会場にお越しの委員におかれては、お手元にペーパーがない方はいらっしゃいますか。皆さん、ペーパーでもお持ちでございましょうか。

では、続いて説明を申し上げます。大変失礼をいたしました。では、8ページのところから説明を続けさせていただきます。8ページの右側、合板用材のところでございます。構造用合板に加えまして、フロア台板用合板、コンクリート型枠用合板等において、国産材への転換を促進する考えです。

パルプ・チップ用材につきましては、小曲材や低質材などの製紙原料や木質系の新素材への活用を進めてまいります。

燃料材につきましては、未利用材の効率的な運搬収集システムの構築等を通じて、木材をフル活用できるよう取り組んでいきたい考えでございます。

9ページでございます。

ここまで御説明した考え方に基きます総需要量の見通しと国産材利用の目標の具体的な数値でございます。

左側の総需要量のところ、一番下の欄を御覧ください。合計では、足元の令和元年の8,200万立米が主に燃料材の需要増によりまして、7年には8,700万、その後は令和12年まで横ばいで推移する、こういう見通しです。

右側の国産材の利用量につきましては、3,100万が7年に4,000万、12年には4,200万というものであります。その際には、この表の中での黄色の欄のところでございます。より丸太価格が高い製材用材や合板用材といった建築用材等への利用を促進して、山元への還元を図っていききたい考えです。具体的には、元年の1,800万から令和12年にこの部分、2,600万まで大幅に増加しまして、総需要量に占める国産材の割合としても4割半ばから6割強までという水準にしたいという目標でございます。

あわせて、燃料材等につきましては、建築用材の増加に合わせて増加をさせるということで、一本の木材の価値が最大化するよう、関連する施策を総動員しながら、国産材利用の拡大を図っていききたいという考えです。

10ページ以降は、ここまで御説明した目標の検討に当たって考慮した、あるいは参照した各種指標でございます。

10ページのところ、望ましい路網整備のところですが、森林の誘導、それから材の供給、両方に関係していくる要素です。ここが一番上の箱の一つ目のポツに書いております基本的な考え方です。林地生産力が比較的高い森林においては、効率的な施業に必要な路網を整備、それ以外の天然生林等においては維持・修繕を適切に行って、既存の路網を維持する。これが基本的な考え方であります。

その際には、右側の上の方、傾斜区分別の作業システムのところに書いております緩傾斜地、それから林道から近い林地などにおいては、車両系を前提とした高密度な路網を整備。一方で急傾斜地の森林等では、林地保全等の観点から架線系を進めるという考え方です。左下の表では、この区分に応じた1ヘクタール当たりの整備水準の目安も整理をしています。

これらを踏まえまして、右側下でございます将来の望ましい路網延長としては、林道等で25万キロ、森林作業道で35万キロの計60万キロとしつつ、今後15年程度でこの8割程度を目安に進めるとともに、災害の激甚化対応や輸送効率化の観点から、既設の林道の質的な向上、強靱化も図っていく考えです。

11ページから13ページまでは需要関係の関連因子など、推移を整理しております。

14ページです。

こちらは、我が国の人工林の齢級構成から見て、径級別の木材供給量を推計したものです。

真ん中のグラフですけれども、末口の直径が24から28センチ、いわゆる中目材が今と比べて1.4倍ほど、30センチ以上の大径材は2.5倍になる見込みとなるということをお示しをしています。

右側の緑色のグラフは、これに伴いまして、品質別、すなわち真っすぐか曲がっているか、そういった品質別の木材供給量を整理しています。

15ページは、今御覧いただいた品質別の供給量について、用途別の利用の目標との関係を整理したものです。

上の箱の中に品質別にどの用途に向けていくかということを書き記述しておりますけれども、用途別利用量の目標水準が供給される国産材の品質におおむね見合う水準であることを御確認をいただけるかと思えます。

最後、16ページです。林業従事者の見通しであります。

右上の折れ線グラフのとおり、林業従事者数、減少傾向で推移しております。統計値として、

最新の27年は4.5万人。一方で、12年度の供給量の目標、4,200万立米の下で、間伐は45万ヘクタール、植栽は7万ヘクタールという事業量が見込まれます。素材生産の生産性向上、あるいは造林作業の省力化・効率化に取り組むことで、現状と同程度の4.3万人程度で対応可能ではないかと考えております。

一方で、趨勢ベースでいきますと3.8万人まで減少するというところでございます。新規就業者対策、あるいは素材生産と造林を兼務できる人の育成、こういったことで4.3万人程度を確保したい考えでございます。

以上、長くなりましたが、骨子と目標数値についての説明でございます。

○土屋会長 ありがとうございます。

一つは骨子案、もう一つは目標数値について、かなり詳細な御説明を頂いたところです。

今日は、全体の方針としましては、委員の皆さんから御意見を頂きたいというのが主です。骨子案、目標値という重要な、これからの実際の基本計画の本当の骨の部分が出てきていますので、それについて御意見を頂きたいということです。これからのやり方について、そうはいつでも少し順番立ててやった方が良いので、まず初めに簡単な質問、つまり、この言葉はどういう意味だとか、この数字は何だというふうな、簡単じゃないか、今言ったのは、簡単にお答えが事務局でも出せるようなもの、議論にはならないことですね。確認です。これについて、それほど時間を取らないですが、初めに伺います。これについては骨子案も目標値も両方含めていただきます。

その後、実はこれは事務局と全然相談していなのですけれども、前の経験からいきますと、押し押せになって、目標値について余り意見がいただけないんですね。なので、ちょっとひっくり返しまして、まず目標値についての御意見をいただきます。ただし、その中で質問がやっぱりしたいという場合には、これについては事務局の方から回答を求めるということを、前回もそうでしたけれども、今回についてもはっきりと宣言してください。それらの質問については、事務局の方でノートしておいていただいて、後でまとめてお答えするという形にします。

つまり、質問については、即答するという形は取りません。飽くまでも意見を頂くのが中心ですので。これになるべく時間を取りたいんですが、骨子案については議論しようと思えば幾らでも議論できる部分ですが、時間は限られますので、なるべく多くの委員の方からご意見を頂きたいので、これについても基本的に言うと意見を頂くということを中心に、ただしその中でどうしても事務局からの見解を聞きたいというのについては、同じように、意見を聞きたい、これは質問だということを明示してください。そのものについては事務局の方でノートしてお

いて、後でまとめてこれについても回答するという形で進めたいと思います。

今日はこれだけではなくて、後で全国森林計画の諮問もあったり、それから国有林の話もありますので、時間はタイトですので、進行に御協力を頂ければと思います。

それで、オンラインでつながっていらっしゃる皆さんは、いつも御不便をお掛けしているんですけども、御質問、御発言の場合は、こうやって手を画面に出していただくか、若しくはチャットに書き込んでいただくか、この二つが事務局の方から頂いているんですけども、よく使っているのは、あと手挙げ機能があるので、手挙げ機能でやるとリストの方に載りますので、それでも結構です。三つ全部やっていただければどれか見つかると思いますけれども、最後は声を出すというのがありますね。当ててくれと言ってくれればこちらで呼びたいなど。なるべくこちらとしては、オンラインの皆さんも会場の皆さんと平等に御意見を頂きたいので、アピールをよろしく願いいたします。

それでは、まず初めに、もう一回言いますけれども、骨子案と目標値の両方について、単純な質問がありましたらお願いします。これについては、質問、即回答というふうにします。いかがでしょうか。

長濱委員、手を挙げられていますね。どうぞ。

○長濱特別委員 長濱です。こんにちは。聞こえますか。

御説明ありがとうございました。私たち委員の意見も、誰が何を話したのかまできちんと記録して、コメントいただいて本当にありがとうございます。簡単な質問ということで、今回数値を幾つか設定していただいている、資料1-4、7ページ、木材供給量の目標値を実績を踏まえて、それが31から、令和7年で40（百万立米）ですね。そして令和12年にさらに200万立米の増加ということで、丸太の材積量が上がっています。どういった観点でこのように設定されたのでしょうか。

以上です。

○河南企画課長 お答えを申し上げます。

今、長濱委員からございました、足下の3,100万から4,200万ということにつきましては、やはり基本的な考え方のところでも申し上げましたけれども、林業・木材産業の成長・発展を更に図っていくことを通じて、我が国全体の持続性向上にも貢献していく、そういう姿を目指していく中で、様々な用途を広げて国民の皆さんに提供していく、そういう考え方がベースとなっています。それぞれの数字の用途のところ、9ページのところでは黄色のところ、それから非建築用材のちょっと青っぽいところと、その内訳ということに、それぞれ数値が掲げてござ

います。それぞれごとの用途を、施策をそれぞれ講じた結果として、ここまでは頑張れば積み上がるんじゃないかということ、それぞれ積み上げた結果の数字をここには書いているものがございます。

例えば、製材用材について申し上げますと、この中で輸出用の材につきましては1,900万の中で約150万が製材として輸出される製品分というふうに積み上げていっております。それ以外の分野についても同様に積み上げたものとして、これらの数字をお示しをしているものがございます。

○長濱特別委員 ありがとうございます。

ここで幾つか大きく数が上がっている値として、実績が令和元年から令和7年の見通しとして、非建築用材の中でも燃料材の数値が大きく上がっていると言えます。この辺りはバイオマスイエネジーということでの燃料材と理解するのでしょうか。

○河南企画課長 よろしゅうございますか。

○土屋会長 はい、よろしく申し上げます。

○河南企画課長 この9ページの左側、総需要量のところの下から3段目、燃料材という欄がございます。元年実績では10という数字が入っておりますけれども、これが7年には15まで伸びるということではありますが、正に長濱委員から今お話がありましたとおり、ここはいわゆる木質バイオマスを使ったFIT認定を受けている、そういう、もう既に認定を受けた施設がたくさんございます。それらの施設が今どれぐらい稼働しているか、これもエネ庁に聞いて数字がございますので、そういったものを前提として計算した結果として、ここまで増えていくというふうに見込まれるのではないかとということでもあります。

ちなみに、前回といいましようか、現行の基本計画においては、令和7年度の燃料材の全体の総需要の見通しは900万立米というふうに見通しておりました。そこからかなり伸びているというのが、この5年間での変化を受けた我々の見通しもそれを受けて変わっているというものでございます。

○長濱特別委員 ありがとうございます。科学的根拠に基づくこのような総需要量の見通しということで、御説明をありがとうございます。

○土屋会長 ありがとうございます。

ほか、一、二になると思いますけれども、どうぞ中原委員。

○中原委員 そんなに難しいこと聞きません。建築用材がうんたらとかありますよね。林産物の中に薪炭事業だとか何がしが途中あったんですけれども、僕はここで林野庁自らバイオマス

エネルギー資源としての木材活用というのが、実は岐阜県で言うと昨年度ベース、済みません、田舎のことなんだから、52万立方の県産材の生産がありました。実はそのうちの30%が、バイオマス用にもう3割も使われているということは、全国ベースでも何十%の比率だと思うんです。

ですから、それでもって昨年度の我が国の電力生産量の1.99%が木質バイオマスによる発電供給ということは、これは統計上出ているんですね。だとしたら、家を建てる、合板を作るといったことのみならず、エネルギー資源の木材というカテゴリーをちゃんと作って、そういったものというのはこれは、ただ山に廃材、林地残材があつて、それを有効活用しましょうというところから発展したバイオマス木材資源という捉え方というのはどうしてもありますよね。今こうなってくると、貴重な電力においても2%以上は絶対今年数値が出てくると思うんですけれども。

そういった意味で、ちゃんとカテゴリーとして木材建築のほかにエネルギー資源というものをくくって、炭だってそうなんだから、そういうことを今回入れるべきじゃないかと私は思っているんですけれども、いかがですか。

○土屋会長 中原さん、それは今のは意見です。今は御質問、簡単な質問をやっていますので。

○中原委員 ごめんなさい。失礼つかまつりました。

○土屋会長 特に今のは回答は求めません。いいですね。中原委員の今のは御意見だと思いません。

というわけで、ここは、もう少し単純な、すぐに答えられるような、別の言い方をすると、ここの資料1の何ページ目のこのところについてどうのというような質問があればということなんですが、いかがですか。よろしいですか。

○野田委員 野田ですけれども。

○土屋会長 野田委員、済みません、気が付きませんでした。どうぞ。

○野田委員 ありがとうございます。質問させていただきますが、資料1-4の9ページ、先ほど話が出ていた供給と利用のところなんですが、一番下の合計の数字で、令和12年、この計画では総需要量見通しが8,700万立方で、それに対して国産材利用量が4,200万立方という数字が出ております。単純にこの数字だけを率で見ると、国産材の自給率というのが48という数字になるんですが、この数字って、多分四捨五入したり、そういったことでまとめられている数字だと思うんですが、以前の私の記憶では、自給率50%を目指すというのがあったと思います。厳密に言うところの総需要量に対する国産材利用量、令和12年の部分は何%という自給率にな

るのかなと思ひまして、質問させていただきました。

○河南企画課長 お答えを申し上げます。

まず、目標値のところの考え方から若干お話を申し上げたいと思うんですけれども、農業の基本法においては、農業の中の基本計画で設定する目標値として、食料自給率の目標というふうに法律に書いてございます。一方、森林・林業基本法の中では、今日二つ目標値を御説明いたしましたけれども、こういう二つについて定めるということが法律に書いてある。まず構造の下で私ども、目標値を定めています。

従来、総需要量と国産材の利用量を示す中で、結果としてこの数字が50%になっていた、そういう数字になっていたというのは事実としてあったんですけれども、それはたまたま結果としてその水準になっていたというものでありまして、それぞれ分母となります総需要量、それから国産材の利用量をきちんと積み上げて計算をした結果、今回はおおむね48%程度になるということでございます。

ちょっと説明の順番が逆になりましたけれども、率自体を目標値として設定してしまいますと、例えばリーマン・ショックの後とか総需要量が大きく減る、あるいは景気がよくなって需要が一気に増えたときに、その率を達成するために山から無理やり木を伐り出すような、そういうことが目標達成のために必要になるのは、それは本末転倒であろうということで、我々の基本法の中ではそういう率というのが目標値の考え方として採用されていないということでありまして、繰り返しになりますが、今回はそれぞれ分母の総需要量、それから分子の用途別の利用量、それぞれを積み上げたものとしてこういう数字になったということでございます。

○野田委員 ありがとうございます。

○土屋会長 ありがとうございます。

今の御質問もかなり目標数値の議論に事実上入っていますので、済みません、これから恐らく質問どんどん出てくるんですが、ちょっと時間の都合で先ほどのでいうと2番目になりますが、目標数値のことについて、御意見を中心とした付随して御質問がある場合にはそれを明示していただくというところに移りたいと思います。よろしいでしょうか。申し訳ございません。

そうしましたら、今、二つの目標数値の説明があったわけですが、これについて御意見、それから附帯した御質問をよろしく願ひいたします。

まず初めに丸川委員の方から、私が指名しましたので、野田委員、ちょっとお待ちください。

○丸川委員 遅れて申し訳ございませんでした。

今、お二人の議論を聞いておりまして、ちょっとどうかなと思ったのは、5割というのは目

標ではなかったでしょうか。国産材50%を目指すという目標です。

例えば、政府の成長戦略でこれまで自給率を5割というふうに置いておられたのではないかと思います。法律上の目標とは違うというのは、それはそれでいいと思うのですが、産業界は5割を目指していると思っておられる方が多いものですから、そこを教えていただきたいのですが、いかがでしょう。成長戦略で50%が一つの目指すべき目標であるとかというのであれば、それは一つの言い方だと思うんですけども、いかがでしょうか。

○土屋会長 御意見を頂くのを中心にしようと言っていたのを、すぐ自分で前言を撤回しちゃうんですけども、今のは基本的な話ですので、ごめんなさい、皆さんに対して初めからルールを私が破るんですけども、ちょっとお答えいただけますか。

○河南企画課長 お答えを申し上げます。

基本法との関係などでの考え方の整理につきましては、先ほど御説明を申し上げたとおりであります。今までの計画の下では、お示しをしている数字が結果としてちょうど50という数字に収れんをしておりましたので、私どもも分かりやすい数値として木材需給、基本法に掲げる数字と50%を関連付けて御説明する場面があったということもあろうかと思っております。

一方で、成長戦略の方、今全体すぐチェックできないんですけども、その中で成長産業化のKPIとして私どもが掲げておりましたのは、林業と木材産業の二つの産業における付加価値額、これを倍増するというのをKPIとして成長戦略の中では掲げておったかというふうに思っております。具体的には2,500億円という数字を5,000億円にするという、そういうものをKPIとして成長戦略では掲げておりました。

○土屋会長 ありがとうございます。

森林・林業再生プラン2010年のときには50%というのが出ていたのは事実ですね。ただし、その後はそれが残っているわけではないですね。

○河南企画課長 ええ。再生プランとの関係で申し上げますと、再生プランを受けまして、森林・林業基本計画が平成23年にできているんですけども、そのときにも自給率の目標というのは基本計画の中には掲げられていないという関係でございます。

○河南企画課長 ええ。再生プランとの関係で申し上げますと、再生プランを受けまして、森林・林業基本計画が平成23年にできているんですけども、そのときにも自給率の目標というのは基本計画の中には掲げられていないという関係でございます。

○土屋会長 そうしましたら、野田委員、お願いいたします。

○野田委員 続けて、意見として申し上げさせてもらいますと、今お話があった部分でござい

ます。森林・林業再生プランというもので、自給率50%を目指すというのが業界の中では当たり前のように認識されていたと思います。森林・林業基本計画とはまた種類が違うのかもしれませんが、また、計算方法も違うのかもしれませんが、意見として申し上げると、50%を目指すんだと、非常に分かりやすい、需要拡大に向かって非常に分かりやすい指標だったと思います。それが50%を切る計画ですと、何かトーンダウンしているのかなというイメージを与えかねないかなと思います。

そういったところで、数値50%にこだわるのかこだわらないのか、議論が必要などころではないのかなと思います。

以上です。

○土屋会長 ありがとうございます。今は御意見として承りました。

ほかの委員の方、いかがでしょうか。吉川委員、どうぞ。

○吉川委員 16ページの林業従事者の数の見通しというところについて伺いたいんですが、まず素材生産の向上については、生産性を11立米に上げるということ、これは意欲と能力のある林業経営者の目標値が書いてあると思いますが、問題は、造林の省力化と効率化という話なんです。

現状、では、植付、地拵えに30人ぐらい掛かっていますが、今後は10人でできるとされていますが、何でこんなことが可能なんですか。

また、4万3,000人の林業従事者が放っておくと3万8,000人になるところを4万3,000人の見通しを示していますが、このための具体的な施策について御説明いただけないでしょうか。

○土屋会長 今のは御質問ということですね。

○吉川委員 はい。

○土屋会長 少しほかの方の御意見や御質問を聞いてからまとめてお答えいただくようにしますが、それでよろしいですか。

○吉川委員 もちろん結構です。

○土屋会長 それと、付随してももしも御意見があれば、今頂いても結構ですけれども。

○吉川委員 これについての意見というのは、今ですら人が足りなくて、たった3万ヘクタールしか植えられていないのに、一体これは7万ヘクタールもどうやって植えるんですかという、植えられっこないじゃないのというのが本音の話なんです。

このページについては、そんなところでしょうか。ですから、後からお答えで結構でございます。

○土屋会長 ありがとうございます。

そうしましたら、ほかの方の、ちょっとオンラインと交互にやりますので、じゃ、深町委員、手を挙げられましたか。じゃ、深町委員、お願いします。

○深町委員 資料で3ページ目の森林の誘導のところ、今後どういうふうな森林に誘導していくかという数値だとか考え方があると思うんですけども、天然生林というのが面積的に200万ヘクタールぐらい少なくなる方向で位置づけられていて、一番増えるのが育成複層林ということですが、やはり天然生林というのはいろんな日本の森林がどういうものであるのか、生態系の在り方だとかも含めて、非常に大事な部分なので、そこを減らしてしまうのはどうかと思います。森林の自然再生などを林野庁として主導的にやっていくことを考えるとよいと思いました。

それから、育成複層林が面積的に増えたとしても、それがいろんな生態系、地域の文化という形で森林としての価値が位置づけられていくのかという議論が必要かなと思うんですが、例えば里山の森林というのはここに位置づけられるんでしょうか。ほかの政策、里山に関連していろいろやっていらっしゃるんですけども、こうした枠組みの中でのつながりが分かりにくいような気がします。補足あるいは説明をお願いしたいと思うところです。

以上です。

○土屋会長 ありがとうございます。深町委員、最後のところは少し質問も含めてですかね。

○深町委員 そうですね、はい。

○土屋会長 育成複層林でそれは担保できるかという話ですね。

○深町委員 はい。

○土屋会長 分かりました。

お待たせしました。松本委員、お願いします。

○松本委員 松本です。

先ほどの目標数値の資料の16ページに林業従事者の見通しとありますけれども、参考の死傷年千人率なんですか、目標で10年後に半減というふうにあります。半減しても全産業ベースの数字から見るとやっぱりかなり高い水準と。多分いろんなリモートでの自動化機械の開発とか、いろんな技術的な開発が伴わないとなかなかこの数字が下げられないのかもしれないんですが、10年で半分って、まだまだ高いんじゃないかなという気がちょっとします。こちら辺を思い切った目標を立てないとなかなか、この過去の推移を見ると下がってこないんじゃないかな。ここが下がらないと、やはり林業従事者の数が増えていかないというような結果になる

んじゃないかなというのが1点思いました。

もう1点だけ、同じ目標数値の9ページに、先ほど林産物の供給のお話がありました。国産材の利用量を令和12年度にかけて増やしていこうということなんですけれども、自給率を上げていこうと。ただ、自給率を上げるという、量为目标にすることを前提として、やっぱり先ほどお話があった林業産出額というか、付加価値を上げていかないと、その供給量を増やして利用価格が崩れちゃうと元も子もないということなので、何かこの前提としての付加価値を上げるんだ、収入も上げるんだというところも合わせた需給のバランスを取った供給量の拡大目標みたいな、何かそういった形での御説明の方がいいのかなというふうに思いました。

以上です。

○土屋会長 ありがとうございます。今のは御意見ということでよろしいですね。

今、実は事務局の方から、なるべく機械的に休憩を取れということを言われ、あとちょっとするとそれになりますので、もうすぐ休憩が来るということで、もしかしたらトイレ我慢している方は少しお待ちください。

もう一つぐらい、もしも御意見、御質問があれば。

村松委員、どうぞ。

○村松委員 6ページのところの蓄積量で、総蓄積量が令和2年からだんだん増えていくという数字になっているんですけども、これは基本的に育成単層林から育成複層林へ、それから天然生林から育成複層林へという移動になっているつくりになっているんじゃないかなと思うんですけども、これ育成複層林にしたら、まず総蓄積量は増えていくのかなとちょっと不思議に思うんですけども。

特に育成単層林、もう50年生以上になった単層林から、間伐なりをやって、あるいは皆伐をして、ほかの広葉樹等と混ぜて植えるようなことをやったときに、蓄積量がこの期待するような数字でどんどん増えていくのかなと。ここは私が勘違いして受け止めているのかどうかも含めてですけども、ちょっと教えていただきたいんですが。

○土屋会長 ありがとうございます。今のも御質問というふうに捉えられると。

そうしますと、今、御意見と御質問と両方頂いたんですけども、吉川委員の方から16ページの幾つかの数字について、その根拠の御質問があって、それから、深町委員の方から、これは3ページの育成複層林が増えるわけだけでも、それで天然生林のところが担保したような生態系的な機能や文化的機能は担保できるんだろうかという御質問。それから、今の村松委員から、やっぱり育成複層林について、総蓄積が増えるというのはよろしいのかということが質

間だと思えます。それでよろしいですかね。

そうしましたら、それについて回答いただければ。

○河南企画課長 では、お答えを申し上げます。

まず、吉川委員からお話を頂きました、これだけの人の確保ができるのか、あるいは植林の面積が本当に確保できるのかという点につきましては、相当意欲的にその効率化が進むことを見込んでの数字であるということは間違いないところでございます。

植栽について申し上げますと、現状では1ヘクタール当たり約31人日の労働が掛かっている。ここでは人力で地ごしらえをして、それから普通苗を3,000本ぐらい植える、そういう施業体系の下での数字ですけれども、これをそのイノベーションなどを進める機械で地ごしらえをする、さらにはコンテナ内を使って2,000本植えをする、そういったことをする、そういったことを積み重ねていくことで、この約31という数字を11ぐらいまで縮めたい、そういう考え方に基づいております。

もちろん、達成するためには相当の努力が必要というのは、先ほどもなかなか難しいんじゃないかというふうに吉川委員からありましたけれども、相当の努力が必要という認識は共有しているつもりでございます。

それから、3.8から4.3に増やすというところに、いろんな施策でということにつきましても、今も緑の雇用ですとか、いろいろやっておりますけれども、やはり林業経営をもっと合理化する、先ほど伐採の生産性を上げていく、これも主伐ですと7から11ぐらいまで上げるということを前提にしているわけけれども、そういう、全体的に流通も含めて効率化をすることで従事者の方に対する給与の水準も上げていく、そういうトータルでのいい姿の実現に向けた取組が進んだ結果として、そういう人数が確保できる姿を目指したい。そういうものとしてこの数字は整理をさせていただいているものでございます。

それから、次に深町委員からございました天然生林の取扱いのところは、5ページのところをちょっと御覧いただければと思います。

資料1-4の5ページでございます。

天然生林、今、1,380万ヘクタールほどあるところを誘導していくということなんですけれども、天然生林のうち、230万ヘクタールを将来的には育成複層林の方向に持っていくということをここでは書いているんですけれども、天然生林の中でもここで5ページでいきますと、右から二つ目の塊の下から二つ目の緑色の箱のところなんですけれども、継続的な資源利用が見込まれる森林、これは針葉樹と一体的になって継続的に利用されているような広葉樹林をイ

メージしています。

それから、求められる公益的機能の発揮のため継続的な育成管理が必要な森林、ここはやぶ化しちゃっている、あるいは竹林化しちゃっている、そういう里山林とかというのが入るといふふうに思っています。そういうところをちゃんと人の手を入れて、人為が入った形でよりよい状態に移して管理をしていく。そういうものを人の手が入っているということで、天然生林の категорияから育成複層林の категорияに移しているの、数字としては天然生林が減っている姿になっている、そういう、我々としては整理をしているところでございます。

育成複層林の中で、それぞれの地域によってどういう機能を中心的に果たしていくかというのは様々だと思っております。この数字は飽くまでマクロの数字でございまして、そこは正に市町村が市町村のいわゆる市森計、市町村森林計画という中で機能別にゾーニングをされていくということになるかと思うんですけども、文化面で大切な役割を果たしているものといったところについては、そういう仕分を行っていただいた上で、それに対応した管理を追求していってもら、それぞれの地域の実情に応じて行っていってもらということかと考えています。

それから、松本委員から安全性のところについて、資料16ページのところについて御意見ございました。死傷年千年率半減したとしても、他産業の水準に比べると極めて高いというのは、もう御指摘のとおりであります。このことが従事者確保に悪影響を及ぼすという認識も全く同じものであります。

今までも様々な努力をしてきたつもりではありますけれども、その結果としても過去の、16ページ右下のグラフの左側の数値、必ずしも十分に下がっておりませんので、私どもとしてはまずはその半減を目指して取り組んでいきたいということで、こういう打ち出しをしたのも今回初めてかというふうに思っております。様々な努力をしたいというふうに思っております。

それから、9ページの目標に関係して、その付加価値額といいましょうか、より価値の高いものを求める、そういう意識も必要だというお話だったかというふうに思いますけれども、正に今回、建築用材等という黄色の部分でマーキングしたところ、これはその高い価値を追求していくポテンシャルがある、山元にもしっかり還元をできて、あるいは林業従事者の給与を上げるための財源にもなり得るポテンシャルがあるものとして、この部分をまず拡大していくんだということを今回強く打ち出したつもりであります。燃料材等はそれに付随する分だけ上がるという、そういう整理をしたつもりでございまして。

○橋計画課長 計画課長でございます。

村松委員からお話のあった、資料の6ページ、総蓄積が今後増えていくような数字になっているというところがございますけれども、これについては成長量のところと見ていただければ分かるんですけども、総成長量のところが7,000万立方と出ておりますけれども、先ほど来お話が出ています木材の供給量の方、4,200万立方ぐらいが目標で、歩留まり掛けても5,000とか、いっても6,000弱みたいな感じだと思うんですけども、基本的に成長量の内数で伐採をしていますので、その残り分が積み上がって蓄積が増えていくというようなことで、あまり移動と関係なくといいますか、移動している面積の分というのは育単から育複とかしているのは、伐採に伴って移動しますけれども、考えてみていただければ、人工林の面積1,000万ヘクタールある中で、毎年伐採しているのは7万ヘクタールとか、そういう1%未満の動きですので、それでこういう結果になるというようなことでございます。

○土屋会長 ありがとうございます。

先ほど機械的に休憩するという時間がもうちょっと過ぎておりますので、比較的ここでタイミングにもいいかなと思いますので、ここで休憩にしたいと思います。休憩、この時計ですと中途半端だな。45分でいいですか。大丈夫。45分までこの時計、といってもオンラインの方は見えないと思いますけれども、今大体37分ぐらいですが、45分まで休憩にしたいと思います。

それで、かなり暴力的にいつてしまうんですが、休憩が開けたところから今度は骨子の方、骨子案についての御意見、それから附帯した質問に入りますので、御準備ください。

それでは、休憩に入ります。

午後2時38分 休憩

午後2時45分 再開

○土屋会長 45分になりました。御着席をお願いいたします。御着席をお願いします。

大体お戻りだと思っておりますので、ここから再開したいと思います。

今日のこの森林・林業基本計画についての議論はあと1時間弱ぐらいのところですよ。ですので、まだ御発言いただいていない委員の方には是非、少し優先的に御意見が頂ければと思います。

ただ、その前に少し私の方から、これは私は意見ではなくて説明的なことを少しさせていただきたいんですが、新たな基本計画の項目についてという資料の1-3があります。これについては既に御説明を河南企画課長の方から頂いたところなんですけど、これをもう一度確認していただきましたのです。つまり基本計画はどうなっているかという、構成をもう一度認識していただいて、それで御意見を頂いた方がいいと思い、あえて少し付け加えさせていただきます。初

めのところで基本的な方針というのがあって、そこでまず1番では前回の計画、5年前の計画がこの5年の間にどう進捗したのか、しなかったのかというところの評価をしっかりと、これは計画である以上、一番重要な一つの前提になるので、それを前回の計画ぐらいからしっかりとやっているようになっていると思います。

それで次の2番、一番初めの丸の2番というのが、これまで議論してきた、御説明では5本柱、六つ書いてある1番目は全体のグリーン成長、全体のスローガンで、あと五つが基本的な柱です。これが柱になっている。つまり今回の基本計画の中で、言っちゃえば一番重要な、林野庁として国民に対して、関係者の皆さんに対して伝えたいキーポイントです。

3番目というのは、それをどうやってこれから展開していくかについての姿勢のようなものです。視点という言葉を使っているが、姿勢のようなもの。

それから4番、森林・林業・木材産業関係、特に必要とされる視点というのは新しく作られたところ。これについてまだ余り御説明がないんですが、次回に恐らくちゃんと出てくるということですかね。

○河南企画課長 先ほどちょっと触れさせていただきました。

○土屋会長 触れてはいます、ごめんなさい。

次のところが先ほど議論をしていただいた目標値、目標数値についてのところです。この2番と3番で森林の有する多面的機能の発揮に関する目標、これは面積と蓄積、成長量の数字についてですね。それから林産物の供給及び利用に関する材積の目標というのが出ます。

それで、実は1番の目標の性格というのも、ちょっと違う簡単な記述はあったんですが、今度はこの目標の性格というのもしっかりと書くというのが今回の新しい計画の一つの特徴です。

それで、その後の森林及び林業に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策というのはその中身で、これについては1番の森林と2番の林業と3番の林産物、森林・林業・木材産業というところに分けて詳しく施策の内容について説明がされています。

その後は4番の国有林、それから6番の団体に関するというのは森林組合です。その間に5番が入っています。5番が横断的に推進すべき施策ということで、これはこれまでは東日本大震災に限っていたんですが、デジタル化と新型コロナウイルス感染症の対応と三つが横断的な施策ですよということを出ている。

最後にはそれを総合的かつ計画的に推進するために必要な事項というのが来るという構成。この構成を一応踏まえていただいて、それぞれの御意見を頂ければと思います。

済みません、長くなりましたが、もちろん今の骨子案のこの内容の前提となるような全体的

な御意見も含めまして、また御質問ということになりましたら、それを是非明示していただきたいとこちらとしては思っております。

それでは、これから御意見をお願いしたいんですが、いかがでしょうか。

吉川委員、どうぞ。

○吉川委員 「まえがき」の中に「林業を持続的に行うことで森林整備が適切になされ、木材を利用することでCO₂の排出抑制・貯蔵に貢献」とあります。林業を持続的に行うということは大事な視点ですが、これまでの施策の中で林業を持続的に行うための施策が余り見られなかったような気がします。

何が一番問題かと言うと、立木価格が低迷したままであることです。参考の1の3ページ目に立木販売価格と再造林費用がありますが、これで見ると再造林するのに180万円必要なのに立木販売の収入は、96万円しかないということです。

それで、その補助金で造林する場合でも手元には、40万円程度しか残らない。これは飽くまで再造林までの収支であり、それから15年間、間伐まで費用が掛かるわけですよ。この40万円の費用でそこまでやる人がいないため結果として、9万ヘクタール伐採しても3万ヘクタールしか植えられていないということを考えて頂く必要があると思っています。

このようなことを、森林・林業に関する施策についての基本的な方針の中では、「収支の改善は不十分で再造林が低位」という表現になってはいますが、これだけでは不足でもう少しちゃんと国民や関係者の皆様に分かるように説明を書きいただきたいと思います。

○土屋会長 吉川委員、できましたら1項目ずつ頂ければ。

○吉川委員 そうですか、1項目。

○土屋会長 なるべく多くの委員の方から頂きたいので、済みません。

○吉川委員 はい。それじゃ、どうしましょう。取りあえずここまでにしましょうか。

○土屋会長 すごく関連していれば結構ですけれども。

○吉川委員 いや、全部関連していますが。じゃ、簡単にまとめます。

○土屋会長 はい、どうぞ。

○吉川委員 3ページから6ページまでに、かなり網羅的に山側で行うべき施策についてかなり細かく書かれておりますが、これは全部重要なことだと思います。特に、小規模、分散的な供給から原木を取りまとめて価格交渉力を高め安定的に供給する体制に展開することは非常に重要だと思います。我々、林業経営者としてもこのような取り組みを進めていかななくてはなら

ないと考えている次第です。

しかしながらその主体となる担い手が誰なのか、これは非常に不明確でして、各地域によっても事情がかなり違っております。今回の基本計画策定を契機として、国としての具体的な方針を、地域別の方針も含めて示していただけないかと思えます。いずれにしても現在の立木価格では、これまで林家が良い山をつくるため、良い材を作るために取り組んできた様々な努力が報われないどころか、林業経営を後継者に引き継ぐことすらできない状況に陥っているわけです。だから、今回の基本計画が絵に描いた餅で終わらないように、少しでも何か将来に希望を見いだすことのできる内容にしてほしいと思う次第でございます。

○土屋会長 御協力いただき、ありがとうございました。

それでは、ほかの委員の方、今、私はこっち、オンラインの方を向いていますので、古口委員をお願いします。

○古口委員 全国町村会の古口でございます。

私は首長の一応代表ということで、町村の首長代表ということ、そしてどうしても山村地域の収入確保ということに論点を置かなければならないのかなと思っております。林業を発展させるためには、やはり山村の維持・発展が必要です。そういうところで今回、森林空間を活用して健康、観光等の多様な分野で新たな雇用と収入機会を確保する森林サービス産業の創出・推進をするというこの動きが出てきており、これについても言及されていることには大いに期待しているところであります。是非こういったところにも光を当てていただければと思っております。

ただ、ちょっと気になるところがあって、資料1-1で新たな山村価値の創造というところが一番下に出てくるんですが、この一番最後に森林サービス産業の推進と関係人口の創出と出てくるんですが、首長の間では交流人口から関係人口というようなこともよく言いますが、関係人口でも交流人口でもそんなことはどちらでもよくて、やはり最終的には山村にとどまっていただける、あるいは永住していただけるような定住人口を目指すというところにあるんですね。ただ、ここは余り森林サービス産業の推進イコールその関係人口の創出というのは、ちょっと何となく、関係人口の方が本当に森林サービス産業の推進に強く関わってくれるのかという、何かそうでもないような気がする。それよりも農林複合と書いてあるんですが、こういう形で森林に関わる人たちが新たな産業を生み出していくということに貢献してくれるのではないかと。地元にとどまる人たち自らが新たな森林産業を生み出していくという、そういう形の方がいいのではないかとちょっと私は思っております。

以上です。

○土屋会長 ありがとうございます。

そうしましたら、会場の方はいかがですか。会場は今よろしいですか。

立花委員、どうぞ。

○立花委員 ありがとうございます。

私は、基本計画そのものとは少し違う観点で林野庁の皆さんにお願いしたいです。せっかく5年間の計画を作っていく、これを今、決めていく過程にありますので、実施していくに当たっては是非進行管理をしっかりとやっていただきたいということです。PDCAという観点で捉えた上で、例えば3年目において2年間の成果をしっかりと検証し、その上で足りない部分を充実させる。ある程度充実したところは、状況を見て、そちらへの助成は多少軽減するとかというような形も視野に入れて良いのではないかと思います。恐らく、これからコロナの関係でかなり国家支出が増えていきますので、私は、いろいろと国家財政の厳しさが出てくると思いますので、その意味ではしっかりと成果が上がるような形で進行管理をお願いしたいと思っております。

それで、よくなった部分についてはしっかりとそれを公表して、いろんな方々、国民にお知らせしていくことが大事だと思います。そうした取り組みを広めていくというプロセスを是非導入していただきたいと思っております。

以上です。

○土屋会長 ありがとうございます。

今の立花委員の御意見のように、この項目ではなくて、その前提となるような部分についての御発言、御意見も今は歓迎しております。

ほかにいかがでしょうか。河野委員、お願いします。

○河野委員 河野でございます。

御説明いただきました計画の骨子案は非常に丁寧に練られたもので、賛同いたしたいと思えます。示された目標値を実現するための計画であるという理解でございますのでこの計画、私たちが総意をもって決めたこの計画を関係者が本当に鋭意実効性のあるものに努力を重ねてしていかなければいけないというふうに感じているところです。

その上で、要望が1点ございます。前回、私は消費者なので非常に客観的に第三者的立場にいるわけですが、国民に望みたい行動についてもしっかりと書いていただければと申し上げましたが、森林に関して、更に林業となりますと国民からの距離はかなり遠いというのが

実情でございます。8ページの消費者等の理解の醸成のところに、是非戦略的なメッセージ発信についての記述をお願いしたいと思います。SNS等、新しいデバイスを目いっぱい活用することで、是非今回の計画で目指しているところや水源涵養など森林が持つ多面的機能について分かりやすく、また粘り強く広報・PRを行っていただいて、森林や林業・木材利用に対する国民の理解と行動変容につなげていただきたいと思います。

骨子の中では広報・PRに関しては生活関連分野等における木材利用の促進のところだけにそういった記述がございますけれども、是非、国全体に向けて森林・林業の大事さをしっかりと発信していただければと思います。

以上でございます。

○土屋会長 ありがとうございます。

まだ時間はありますので是非。

村松委員、お願いします。

○村松委員 一番最初のときの説明で課長から、新たな基本計画の項目についてという資料1-3で、その「まえがき」のところの欄の4で、森林・林業・木材産業関係者に特に必要とされる視点ということで、その林業関係者の責任というか、果たす役割についても書いていくんだということを説明の中で言われたと思うんですけども、ものすごく重要で、私は今回のこの基本計画の中の一番の基本といいますか、ここに関わる人間にとってみんなでお互いにしっかり考えていかなければいけない、今ほどの意見の中にもありましたけれども、本当にそのことがすごく重要だというふうに思っています。そうした中ではやっぱり、この間の会議のときにも申し上げましたけれども、再造林という仕組みというのが絶対必要だというふうに思っています。

先ほど蓄積量の質問をしたときに、上の森林面積のそれぞれの森林の形態によって蓄積量が増えるということとは次元の違う話で、要は毎年太っていく量と使う量の差が1年ごとに蓄積されていくから、要は総蓄積量は増えていくんだという話になると、その前の段階でこういう山を作っていきましょうという話と少し、むしろつながらない一つの数字になるのかなと。いずれにせよどんどん増えていくんですからというような感じで受け止められてしまうということを感じたんですけども、やっぱりしっかり植えていかなければならないということを改めて考えるための指標作り、目標作りというものが重要なんじゃないかなというふうに思います。

先日、別の会議で林業関係者として出させてもらった中で、カーボンオフといいますか、カ

ーボンフリーの社会に2050年にしていくために木を植えていかなければならない、特にエリートツリーを植えていくんだと。その植える割合は9割、2050年には新しい造林の樹木の9割をエリートツリーにするんだという目標が一つ、別の計画の中では一つうたわれているんですね。飽くまでエリートツリーというのは樹種そのものが固定されるということではなくて、成長が早いとか、役に立つという木を地域でその環境に合って成長していく木を選んで、その木がエリートツリーなんだということなんだと思うんですけども、ただ、この計画の中でも再三エリートツリーという言葉が幾つも出てくるんですね。その中には我々のこの基本計画の中でエリートツリーというと、一番は低コストで造林できる木という位置づけが、コストダウンを図るために適した木がエリートツリーという位置づけで書かれている部分があります。けども、この間の会議の方ではエリートツリーというのは二酸化炭素の吸収量、早くどんどんと吸収する木がエリートツリーなんだということが言われていました。

それと今日、この後の議題で出てくる災害に対して森林の問題がありますけれども、じゃ、災害を防止できるような木、樹種というのもやっぱりエリートツリーなんじゃないかと。国民にとって環境にとって役に立つ木だとすれば、それを一つエリートツリーとして位置づけて、災害が起りにくくなるような土砂の流出を止めやすい木、成長はむしろ真っすぐ伸びていくのには遅いかもしれないけれども、災害が起りにくい木もエリートツリーなんじゃないかというような、ちょっと長くなってポイントが絞られなくてごめんなさい。むしろそのための議論というのも、本当にエリートツリーとって我々がこれから林業者の義務として植えていかなければならない木というのは何なのか、どういう木を植えていくことが本当に役に立っていく木になっていくのかという議論も必要だったのかなということをちょっと感じます。

○土屋会長 ありがとうございます。

私は先ほどオンラインの方を見逃したようで、何人か手を挙げていただいたような気がするんですが、4人の方から今挙がりましたね。発言されていない方優先でいいですか、深町さん。そうしましたら、砂山委員、それからその次に日當委員、それから網野委員の順番で、ひとまず御発言いただいてよろしいですか。その後、福島委員。

○砂山委員 砂山でございます。骨子案について発言をさせていただきます。

まず、多分これから作り込んでいかれるので、その中には残していただけると思うんですが、ニュアンスとして、この「まえがき」の中に従事者の給与が増加したということ的成果として挙げていらっしゃるんですね。ただ、まだここは道半ばで不十分であるということで、引き続き施策の中に打たれていくことですので、それは何かまだ途中で十分ではないよというニュア

ンスを是非残していただきたいなということが一つ。

それから、先ほどもどなたかおっしゃったのですけれども、ページ3番の森林及び林業に関して、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策に関して、たくさんの御意見がこれまで出てきて、とてもいいふうにとまとまっていると思うんですね。これを示した上で、じゃ、どう運用されて、どういうふうにも、誰がどんなふうにもチェックを担っていくのかということについてはこの先の10年に向けてとても大切なところだと思うんです。一番末端にいる私たちがこういう皆さんの思いを現場でさて果たされているのかということ、ちょっとやっぱり運用が違ってきている部分が多く感じるので、そこの次に作る時の振り返りはもちろん大事なんですけれども、もうちょっと短期的な検証ということをどこかに盛り込んでいただけたらいいなというふうに感じました。

以上です。

○土屋会長 ありがとうございます。

そうしましたら、続けて御意見をお願いします。日當委員、お願いします。

○日當委員 発言の機会をありがとうございます。

私から川中の的な立場でちょっとお話をさせていただきたいんですが、骨子の中で木材産業の競争力強化というふうなことで大変分かりやすく上げていただきました。今回の数値のところでもかなり製材・用材のところの利用量を増やしていただけたというふうなところで、その役割を担わせていただくというところで心強いところなんですけれども、一つJAS製品の供給促進というところで、ポイントのところではJAS製品の利用の普及というふうなところであるんですが、骨子の中で機械等級区分、JAS製品ということをやっと着目をしているところがありまして、果たしてこれから伸ばしていくときにこれだけでよろしいかなと。中小の製材所にとりましては、もう少し幅広くJAS製品の供給を伸ばしていきたいというところの中で、目視等級等もありますので、ここは「など」というふうな表現でもよろしいのではないかなというところを一つ感じました。

あと、それと7ページの生活関連分野等における木材利用の促進というところでございますが、この中で大変分かりやすく提供していただきましたんですが、今、一つ注目されておりますオフィス需要などへの木材利用というところも今後伸びるというふうなところもあろうかと思えます。そういったところも含まれるような書きぶりでもよろしいのかなというふうなところをちょっと気付いたところです。

全体的には冒頭で野田委員さんが御指摘されました50%というふうな分かりやすい表現、こ

これは私どもも何か非常に分かりやすく50%というものを認識しているところですが、今後この計画が何かしらキャッチフレーズを付けるときには前向きに、ちょっと分かりやすい、明るくなるようなキャッチフレーズと一緒に考えていただければなというところを意見として申し添えます。

以上です。

○土屋会長 ありがとうございます。

そうしたら、続きまして網野委員、お願いいたします。

○網野特別委員 網野でございます。

都市等における木材利用の促進に関しての意見でございます。これは前回、前々回も申し上げていることの若干繰り返しになりますが、2点ございます。

まず一つは、国民へのメッセージとして、こういう記述が適切かどうかということが一つございます。本日も、都心部におけるオフィス需要の低下、空室率のことが大きなニュースになっておりまして、5%を超えてしまっていると。ですので、どういうまちをこれから作っていかばいいのか議論をしましょうよと、そういうような余地がないと、いろんな方を巻き込めないんじゃないのかなというふうに私は感じております。

もう1点、2点目ですけれども、かなり記述が具体的なんですよね。例えば、具体的な材料の話であるとか、余り深まっていない標準化の話というのが書いてあるんですけれども、具体的に過ぎて幅の狭い記述というのは骨子としてはいかがなものかなというふうに感じております。つまり、余りに具体的過ぎると、先ほど申しましたように、現実社会で起きていることとの乖離というものが起きやすいということ、あと、それから多様性というものを毀損してしまうということ、もう一つは、やはり競争力の低下につながってしまうんですね。

以上の2点が気になっております。

ありがとうございます。

○土屋会長 端的にまとめて、ありがとうございます。

次が福島委員、お願いします。

○福島委員 一つは、ちょっと表現の問題なんですけれども、今回の新たな基本計画は、コロナウイルスの感染拡大が続く中での策定となりましたので、「まえがき」のところに、コロナウイルスの感染拡大という危機を経験して、森林資源の適切な保全の重要性への国民の関心がより一層高まっているといったようなニュアンスの表現を盛り込んだ方が、タイミング的にはいいのではないかなというふうに感じたことが1点です。

もう1点は、骨子の7ページにあります木質バイオマスの利用に関してなんですけれども、先ほどの数値目標でも、今後、燃料材は伸びていくということでしたけれども、木質バイオマスの利用促進は、林業の活性化、地球温暖化防止にとって大変重要なテーマだと思いますが、一步間違えますと、現在、一部の大型太陽光発電が環境破壊につながっているというような問題が指摘されているように、森林の乱伐につながるリスクもありますので、資料にもありますように、未利用材の活用であったり、カスケード利用を基本的とすることや、再造林の実施状況の確認など、正しい利用方法が進むルールや環境整備については、今回の基本計画のところにしっかりと書き込んでいただきたいなというふうに感じております。

以上です。

○土屋会長 ありがとうございます。

そうしましたら、待っていただいていた深町委員、よろしいですか。

○深町委員 ありがとうございます。

先ほど回答いただいて思ったことですが、複層林化したところというのが、今後、保全や多面的機能だけではなく、人と森林との積極的な関わり、持続的に利用しながら、多様な地域の文化だとか生態系に合った形での森林の有効な利用につながっていく可能性を持っているということです。そういった部分をもう少し積極的に記述していただくといいと思いました。

それで、里山は天然生林と位置づけられていたと理解したんですけれども、適切に、持続的にほだ木を取ったり落ち葉を取ったりする里山は、天然生林ではなくて複層林のところに位置づけられるという理解でいいでしょうか。里山でも天然で、自然の力に委ねるとというのが天然生林であって、人と自然との積極的な関係を作っていくのは複層林という位置づけになっているところが明確に理解できない部分がありました。その辺の関係性がもうちょっと一般の方にも分かるようにしていくといいかなと思ったところです。

最後に、やはり複層林化したところを今後どうするかというのは、いろんな試行錯誤だとか、地域の事情などがあると思います。そういったところに研究者など、いろんな人たちが力を合わせ、地域ごとにいい森と人との関係をつくっていけるバックアップ体制も充実させていくことも大事かと思うので、その辺りも検討いただければと思います。

以上です。

○土屋会長 ありがとうございます。

深町委員、今のはちょっと御質問的な部分があったんですが、それは、そこ部分のところをはっきりさせろという御意見として捉えさせていただいてよろしいですか。

○深町委員 そうですね。適切に管理して、利用を持続的にやっている里山が天然生林なのか、複層林化の部分に位置づけられるのかというのがちょっと分からなかったもので、より明確になるといいと思いました。

○土屋会長 ありがとうございます。

そうしましたら、後で事務局の方からまとめて、もうそろそろなんですけれども、やるときに、その部分も含めていただけるようにします。

まだこちらの方で頂いて、ごめんなさいね、もう時間が限られてきていますので、ひとまず御発言いただけていない方を優先させていただきます。いいですか。

そうすると、まず出島委員になるかな。玉置委員も。お二人、じゃ、続けてお願いします。次に小野委員。

○出島委員 ありがとうございます。

現計画の評価として、複層林への誘導の遅れというのが表記されていまして、その部分については、国有林であったり、あと森林譲与税を使ってやっていくということで書かれてはいるんですけれども、ちょっと私もこれ、一つ質問という、もし時間があれば聞きたいんですけれども、なぜ現計画で複層林化が進まなかったのかというのはどう整理されているかというのがちょっと資料を見ても余り分からなかったもので、どこかで教えていただければと思っていますけれども、現状進まなかったという評価の下で、今、骨子に書かれていることはどれもある程度そうだねというようなところではあるんですけれども、やはり進んでいなかったというところを一步進めるという意味では、もう少し工夫であるとか施策的なものが重要になるなというふうに思いましたので、そこは是非工夫と施策的なところの充実をお願いしたいというのが意見です。よろしくをお願いします。

○土屋会長 ありがとうございます。

玉置委員、お願いします。

○玉置委員 私は今回、この広範囲に至るテーマを分野ごとの意見の集約とか対応とか、それから方向性について、意見も反映された上で整理されていると、この骨子案は感じております。

特にその木材利用に関しましても、都市部においては急激な変化を今しております。木材建築のニーズが高まっているのも事実ですし、これからはいかにそれらの情報を発信していくかというところが主になってくるのではないかというふうに思っております。木材需要に帰するための商品だけではなくて、技術とか、それから広報の展開が、本当にこのスピード感というのは今すごいものがあるというふうに思っております。

いずれにしても、森林・林業・木材産業の発展のためには、これらの施策を実現するための情報発信と普及活動というものが非常に大事になってくるのではないかというふうに期待しております。

以上です。

○土屋会長 ありがとうございます。

それでは、小野委員、お願いします。

○小野委員 お時間頂きまして、ありがとうございます。小野なぎさです。

2点あります。

1点目は意見なんですけれども、今回の森林基本計画が出来上がったときに、内容の部分ではないんですけれども、今回、新たな山村価値の創出の部分で森林サービス産業等が入れていることが、とても私もうれしく思っておるんですが、ここら辺に関わっている方々は森林・林業ですとか木材産業に関わっていない方が大変多いかなと思っております、その方々にとっては、基本計画というものの自体を知らない方が多いと思うんですね。ただ、こういう森林・林業の基本計画の中にも位置づけられているということは素晴らしいことであり、さらに、計画を知ること自分たちの役割というのも理解しやすいと思うので、是非その普及の面、多くの関係者に目が届くような活動の普及を考えていただきたいなと思っております。

そして2点目が、この資料1-1ですとか資料1-2にも書いてあるんですが、私も現場の方で、森林サービス産業ですとか空間利用をもっと、自分の山の木材の価値がないけれども、山でもっとちゃんとお金を稼ぎたいという人たちが多くこの取組に期待をしているところでありまして、その中、現場の声としては、森林空間でも山にお金を生みたいと思って活動している次第で、関係人口を生みたいからやっているわけではないという気持ちがあると思うんですね。なので、内容の部分に入るときに、伝え方として関係人口を増やすという言い方が大変多く見受けられるんですが、やはりそれを通じて山村、森林空間や森林サービスの中で、山にお金を落としていくというようなメッセージを是非、言い方を工夫していただきたいというのがお願い事でございます。

以上です。ありがとうございます。

○土屋会長 ありがとうございます。

松浦委員、久しぶりに京都からお越しなのに、発言がなかった。どうぞよろしくをお願いします。

○松浦委員 済みません、防災研の松浦です。

骨子のところなんですけれども、4ページの国土の保全等の推進に関してです。

これは、実際に山地で発生する災害についていろいろ書かされていて、よくまとまっていると思いますし、太陽光発電所の林地開発許可問題についてもコメントされているので、充実した内容だと思います。

ただ1点、森林災害、つまり森林が被害を受けることについては、松くい虫被害とナラ枯れ被害が具体的に書かれているんですが、実際は、昨今の極端な気象現象の頻発によって風倒害が発生し、それからほとんどが人が原因となるのですが森林火災とかも発生しています。したがって、災害に強い森林の育成などについても記述していただくとともに、その方向性を示すのも一つの方法かなというふうに考えております。

また、最近では再造林とかが非常に重要な課題になってきていますが、一部の現場では干害が発生しているようです。例えばハイトシェルターを使って再造林した幼樹が枯死するような事例も出ているようです。そのような森林が被害を受けないような方策というものは是非、余裕があれば記述していただければと思っております。

以上です。

○土屋会長 ありがとうございます。

まだ御意見を御準備の方いらっしゃると思うんですが、そろそろ時間がかなり押してきているので、林野庁、事務局の方で、ちょっとこれは答えておきたいというのがありましたら是非。

○河南企画課長 御意見ありがとうございます。

基本的には、頂いた御意見を踏まえながら本文の作成に努めさせていただきたいということに尽きます。

その上で、そういう書きぶりの話と違う話について若干言及させていただきますと、立花委員からありました進行管理につきましては、私ども政策評価という、そういうツールも持っております。新しい基本計画ができますと、その基本計画に基づく成果指標といいたいでしょうか、どこまで政策目的が達成されたかという、その物差しをまた新しく設定するということが出てまいりますので、そういうものも活用しながらしっかりと検証して、公表するというようなことを努めていきたいと、それが基本になるかと思っております。

それから、現場で実効性あるものにしていくという観点からの御指摘も頂いていたかと思えます。これは、現場でどういうふうに進めていくか。正に、ここに書かれているものを絵に描いた餅にしないために、どういうふうに戦略的にやっていくかということとセットだと思えますので、正にそういうことだと思えますので、しっかりそれぞれの担当で考えて取り組ませて

いただくということかと思えます。

あと、広報の重要性についても複数の方から御意見がありました。ここについても、関係が、一般の国民の方とか関係が薄い人の方にもしっかり届くようなことを、しっかり心掛けていくということかと思っております。

それから、深町委員から御質問としてありました、いい里山のところについては、今までの私どもの整理では、人の手がちゃんと入っているかどうかというのが大きい区分のメルクマーラになっておりましたので、いい里山というか、きちんと手が入った里山というのは、従来は育成複層林に整理をしていたということでもあります。ただ、ここもやはり分かりづらいというようなお話も今頂いたところでもあります。発信の仕方というか、それは施策をやっていくときもそうだと思いますけれども、きちんと伝わるようなことをしっかり考えていきたいというふうに思うところでございます。

○土屋会長 ほかの林野庁の方々、よろしいですか。

ありがとうございました。

もう時間は尽きているんですが、ちょっと気になっている、中原委員、さっきちょっと遮っちゃったところがあるんですが。

○中原委員 いや、よろしいです。もう控えておいてくれれば、はい、それだけです。

○土屋会長 ありがとうございました。

○中原委員 それと加えて言うならば、先ほど深町さんおっしゃったこと。

○土屋会長 ちょっとマイク、マイク。

○中原委員 前回言ったことをもう一回繰り返しますけれども、平均所得が三百二、三十万で、前回よりも50万、60万上がったということを誇らしげに思うことよりも、標準値よりも100万以上差があることに最大の問題があって、その辺をこれからはおかつ継続的に検討し、また、山に、山村にも仕事を作りながら従事者を増やしていくという、山林業の構造の基礎を再度見直すことが必要かと思っております。

以上でございます。

○土屋会長 あと、もし可能なら、お一人。

丸川委員、どうぞ。

○丸川委員 1点だけ申し上げます。「まえがき」の六つ目のところです。「これを踏まえれば、短期的な効率性や合理性を重視するのではなく」とありますが、ここは「短期的な」という言葉が余りよくないんじゃないかと思うのですが。効率性、合理性、これは経済合理性だと

思うんですが、効率性や合理性はやっぱり重視すべきであろうと思います。それに加えて林業、所謂、自然資本とか、人材の育成、即ち教育資本等を増やし、SDGsを達成するための取組という骨子の方が正しいのではないかと思います。

以上です。

○土屋会長 ありがとうございます。

そうしましたら、実は、何回も申し上げていますが時間が、まだこの後にも幾つかやらなくてはいけないことがありますので、この辺で意見を委員から頂くのは終わりにさせていただきたいと思います。本当にありがとうございました。

そこで一応、土屋の方から、座長として何もお前言っていないだろうからという御配慮かと思うんですが、座長手持ちの進行シナリオでは総括的なコメントをと事務局から振られているのですが、個別のことについて、またここで時間を取って私が申し上げるのはちょっと何だか、皆さん我慢しておられるのに申し訳ないと思うので、ごく簡単に総括的なことを言わせていただきます。

一つは、今回、実は林政審議会は200回目なんです。冒頭に言おうと思っていて、言うの忘れて、今変なときに言うんですけれども。この200回やったそれぞれの審議会が一体どういうものだったかと私は完全には把握していませんが、今日の審議会も、非常に皆さんのたくさん活発な多様な意見が聞けて、非常によかったですと思います。つまり、200回目の林政審議会にふさわしいものだったと思います。

あともう1個、余り内輪の人間がよいしょしてもしょうがないんですが、今回の河南企画課長の御発言、一番初め、説明のところなんですけれども、我々委員の意見を一々引用しながら発言、説明していただいた、これは非常に私は事務局の姿勢としてよかったんだと思います。そういう姿勢は単なる御発言だけじゃなくて、スタッフ一同がそういう形で我々の意見に対応してくださっているんだとすると、それは非常にいいことだと思っていまして、あえてちょっとよいしょさせていただきました。

あと、これは私の前から言っていた意見も少し言わせていただきますと、基本計画というのは、めり張りど、それからバランスが必要だと思っていまして、めり張りの部分が一番必要なのは、やっぱりその骨子でいえば2ページ目の、つまり、五つの柱のところなんです。この五つの柱のところしか多分見ない。初めの方に書いてあるところで目立つところってそこなので、そこだけしか見ないことがあるだろうし、一般の方々。それから、多分マスコミなんかもそのところを中心に取り上げるだろう。だとすると、そのところは、なるべくキーワード

のようなものをたくさん入れ込んだ形で、理解のしやすいようにした方がいいと思っていました、実は、そう見ますと大体キーワードは入っているんですが、唯一入っていないのは2番目の「森林資源の適正な管理及び利用」というところなんですね。ここを何か付けられないかなと、ちょっと考えていました。実はここは前から使っている言葉で「緑の社会資本」というのがあります。これは最近のグリーンインフラになるんですけども、グリーンインフラというのは、今は非常に広い幅の多分機能ややり方を含んでいるんだと思いますけれども、例えば一番初め、「緑の社会資本としての森林資源の適正な管理及び利用」というような形で、ちょっとそういう、言っちゃえばキャッチフレーズのようなもの付けるというのも一つの手かなと思いました。

もう片っ方、バランスということに関していえば、はやりに乗っかっているようですがSDGsの考え方があります。SDGsの考え方というのは、幾つも目標があるわけですけども、その一つの項目を達成して、ほかのがそれによって損なわれた、それは駄目だろう。つまり、関連した目標についてもしっかり担保する必要があるだろうということを書いて、この場合でいうと、めり張りど、ある意味でいうと矛盾するんですけども、例えば新しい林業を進めるのであれば、新しい林業に乗っかれないような中小の森林所有者をどうするのか、それから、国際競争力を言う場合には国際競争力に乗れないような中小の製材工場はどうするのか、そういうところをかなり明示的にフォローするということが恐らくSDGsの考え方だと思っていて、そういう面を、ある意味でいうと、より強調するということが必要なんじゃないかなというふうに思いました。全体としては非常に私は、バランスの取れた記述がされていて、今回の本文の提示が非常に待たれるところだと思っております。

それで、ここで総括の総括、本郷長官の方からも御意見、総括をお願いします。

○本郷林野庁長官 じゃ、お話を頂きました。皆さんから大変幅広く、また、それぞれの多様な意見を頂きまして、ありがとうございます。

今、河南も申しましたように、御意見を賜った、その意見を踏まえて記載をしていきたいと思っておりますけれども、持続性と最初にお話をしました。持続性にもいろいろあってということで、SDGsでいえば産業であり、環境であり、社会、この三つが持続しなければならない。どれも欠けてはいけないということ。それはトレードオフではなくて、この三つがかなえのように持続していく、それが誰一人取り残さないということにつながるということではないかなというふうに思って、この森林の分野も、産業、環境、そして社会、社会というのは多分、働く人であったり、山村であったり、そういうことだというふうに私としては理解しております。

して、あるいは消費者の方の木材利用というのも、もしかしたら社会なのかもしれません。そういうことを持続できるように考えていきたいというふうに思っておりますけれども。

この間ずっと、先ほど200回目というお話があって、多分、昭和39年、森林・林業基本法ができたときに第1回だったんだらうと想像するんですけども、この50年間振り返って、やっぱり一番まずかったのは収穫が保続できなかった。これはもう戦時、戦中・戦後に大量に伐り、細いものも何もかも太いものも伐り、いざ木材需要がたくさんあるのに安定供給できない状況で、収穫を保続することができないまま、ただ育てる時代をかなりの長い間やってきたんではないかなというふうに思います。お金が回らないということです。簡単に言うと、お金の収入が入らない。お金が山村に、あるいは林業者に戻らない、そういう時代を、その一時期のバブルの、林業バブルの後に起こったことは、そういうことではないかなというふうにずっと思っていて、何とかこの先人たちが作ってきた資源を絶やすことなく、収穫をちゃんと保続して、お金を林業界そして山村にもお返しをしていくということが大事なことではないかなというふうに思っている次第です。ただの持続ではなくて、お金が回らないと持続というのは多分できないんだというふうに感じているところです。

今日の御議論も、そういうことに非常に関わるお話がいっぱいあったと思っています。小野さんからもお話がございましたけれども、私の森林サービス産業の思いは正に、皆さんが木を伐れるわけではない、木が伐れない地域もあれば、木がちゃんと育てられていない地域もあれば、育ててこなかった地域もある。伐採をせずに、ずっと天然林として維持していくことを選択した地域ももちろんあるわけがございますけれども、そういうところがどういうふうに山村として生きていくかというようなこと、あるいは、薪炭林だったところで、薪と炭で暮らしていた者が暮らせなくなったところをどうしていくのかということもあって、木材以外の収入を得ていくというものも林業であると、お金を回すということだというふうに思って取り組んできたところです。

是非そういうところを今回しっかりと、このSDGs、持続性ということと併せて、この収穫の保続をしっかりと、これから先100年、200年継続できるようにというようなことを考えていきたいというふうに思っている次第ですので、次回、本文をしっかりと書かせていただいて、御議論に堪えられるように頑張っていきたいと思っております。よろしくお願ひします。（拍手）

○土屋会長 ありがとうございます。

それでは、ここまでで、今日の森林・林業基本計画の変更に関する審議は終わりにさせていただきます。

まだ審議会自体は続きます。

林野庁の皆さんには是非、もう今の長官の御発言にありましたが、計画案の検討に当たって、今日頂いた委員の皆様からの意見を十分踏まえていただいで案を作っていただくことを希望いたします。

それでは、議題の2に入ります。

全国森林計画の変更について、これは農林水産大臣からの諮問を受けたいと思います。農林水産大臣からの諮問文を林野庁長官に代読していただきたいと存じますので、お願いいたします。

○本郷林野庁長官 林政審議会会長、土屋俊幸殿。

農林水産大臣、野上浩太郎。

全国森林計画の変更について（諮問）。

森林法（昭和26年法律第249号）第4条第7項の規定に基づき、全国森林計画を変更することについて第4条第8項の規定に基づき貴審議会の意見を求める。

よろしく申し上げます。

（諮問書 手交）

○土屋会長 お受けいたします。しっかり検討させていただきます。

ただいま、農林水産大臣からこの林政審議会に対して諮問がありました。

それでは、そのことについて、全国森林計画の変更について事務局の方から御説明をお願いいたします。

計画課長さん、お願いします。

○橋計画課長 計画課長でございます。

それでは、資料2-1と2-2を使いながら御説明させていただきます。全国森林計画の変更についてでございます。

まず資料2-1、1ポツの全国森林計画の概要でございますけれども、全国森林計画は、森林・林業基本計画に即して農林水産大臣が5年ごとに15年を1期として立てる計画でありまして、森林・林業基本計画で示した目標の達成に向けた森林の整備等に関する計画を定めるものでございます。

具体的には基本計画における、先ほど出ておりましたけれども、国産材の供給量などの目標数値を踏まえまして、15年間で必要となる伐採材積や造林面積などの計画量を示すほか、知事が立てます地域森林計画や市町村が立てる市町村森林整備計画等の指針となる森林施業の基本

的な考え方などを示しているものでございます。現行の全国森林計画は、平成31年4月1日から令和16年3月31日までを計画期間として立てられておりまして、資料の下段の方に表が二つ載っておりますけれども、現行計画はこのような計画量をお示ししているところでございます。

2の対応方向の二つ目の白丸にありますとおり、これらの計画量につきまして、先ほど御議論いただいた新たな基本計画の目標数値に合わせて数字を変えていくという作業が、基本的な今回の変更の作業となります。

それに加えて、変更に当たりましては、今の2ポツの一つ目の白丸にありますように、今回の新たな基本計画において新たに記載される部分がございますので、これらを全国森林計画に反映させる必要があります。具体的には森林施業の基本的な考え方に深く関連する部分になりますけれども、例えば一つ目のポチのとおり、林業の適地にもかかわらず再造林がなされていないところが多いといったような課題を踏まえて、木材等生産機能の維持増進を図る森林における再造林の促進について記載したいと考えておりますし、また、二つ目のポチとしては、主伐が増加している中で、特に集材路の作設などで粗い施業が横行しているといったようなことを踏まえまして、林地の保全に留意した適切な伐採・搬出の確保についても記載したいと。さらに三つ目のポチとしまして、林道の整備につきましては、走行車両の大型化ですとか豪雨の増加傾向等を踏まえまして、その質にも重点を置いたような林道整備を進めていくといったことを記載していきたいと考えております。伐採の材積や造林面積などの計画量の見直し案と併せまして、本文案につきましても次回の審議会においてお示ししていきたいと考えております。

次に、資料2-2について説明させていただきます。資料2-2の左側にあります今後の森林計画の策定スケジュールについて御覧ください。全国森林計画の変更については本日諮問をさせていただいて、次回4月の審議会において具体の変更案についてお示しさせていただきたいと考えております。その後、パブリックコメントを経た上で5月頃の審議会において答申を頂いて、6月頃には基本計画とセットで閣議決定を目指していきたいと考えております。

この全国森林計画なんですけれども、資料の右側の森林計画制度の体系にありますとおり、基本計画、全国森林計画と上から流れてきまして、これが地域森林計画等の指針となっていくものでございまして、スケジュールの方と併せ見ていただきますと、6月の閣議決定を受けて都道府県においては12月末までに地域森林計画を決定・公表する。また、森林管理局においては、国有林の地域別の森林計画を決定・公表するということになっていきます。さらに、地域森林計画に適合する形で市町村が、来年の3月末までに市町村森林整備計画の決定・公表を行うという一連の作業が流れてまいりまして、そうしますと令和4年度から新たな計画が適用さ

れると、具体的には計画体系のところの一番下にありますように、森林経営計画の認定ですとか、あるいは伐採・造林の届出が出てきたときのチェックなどが、その計画に基づいて行われるというようなことが令和4年度からスタートするというような、今後の流れになっているところでございます。

あと、資料2-3として現行の森林計画を配付させていただいております。時間の都合もございまして説明は省略させていただきますけれども、本文のイメージとして参考に見ていただければと思います。

以上、本日はまず変更の考え方について御説明をさせていただきました。

以上でございます。

○土屋会長 ありがとうございます。

そうしましたら、まだ内容には入ってっていないわけですが、御質問、御意見等がありましたらお願いいたします。

特によろしいですか。

本番は次ということになりますかね。次回の林政審議会はかなり盛りだくさんなんですけれども、そこでの一つの大きなテーマになりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、全国森林計画の変更についてはここまでいたします。ありがとうございます。続きまして、次の議題に移ります。

議題3、その他ですが、その他の1としまして、豪雨災害に関する今後の治山対策の在り方検討会取りまとめについて、御説明を治山課長の方からお願いいたします。

○佐伯治山課長 治山課長でございます。

お手元の資料3、豪雨災害に関する今後の治山対策の在り方検討会取りまとめ（概要）について御説明申し上げます。

10月の林政審におきまして山地の防災・減災のテーマについて御議論いただいた際に、林野庁では、例えば平成30年7月豪雨のように各災害の発生形態に対応して対策の方向を整理している旨、御説明したところでございます。

これを踏まえまして1ページ目を御覧ください。検討会の目的についてでございます。左側の3ポツ目でございます。令和2年7月豪雨では、広い範囲にわたって河川の氾濫が発生しまして甚大な洪水被害がもたらされたところでございます。そういう中で現在、政府全体でも、治水施策では流域治水について検討される点がございます。

4ポツ目でございます。気候変動に伴いまして一層激化する、こういう豪雨災害とかそういう

うことが見込まれる中で、森林の有する土砂流出防止や洪水緩和等の機能の維持・増進によりまして、豪雨災害から国民の生命・財産を守るために気候変動に対応した治山対策の在り方、これについても更なる検討が必要ということで、それを目的に今回検討会を開催いたしまして学識経験者の意見、9月からお聞きしまして技術的な検討を行ったところでございます。以下、その内容について御説明申し上げます。

2ページ目を御覧ください。森林の土砂流出防止機能・洪水緩和機能等の現状評価と課題についてでございます。左側の伊那谷地域での事例でございます。いわゆる三六災害の事例です。流域単位で見た場合、戦中・戦後の荒廃した森林が育成途上であった頃は大規模な災害が発生したんですけれども、人工林資源が充実した現在におきましては、同じような豪雨が降っても、流域全体での機能発揮によりまして山地災害の発生箇所数が極めて低く抑えられている状況にあります。

また一方で、新たな課題につきましては右側にあるとおり、先ほど松浦委員からも御指摘がございましたように、風倒被害などのリスクが増大している状況でございます。

3ページ目を御覧ください。近年の豪雨災害を踏まえた治山対策の取組状況に関する評価と課題についてでございます。平成29年7月の九州北部豪雨災害、流木災害で、平成30年7月豪雨の土石流災害、これらを踏まえまして、国土強靱化3か年対策に取り組んでおります。これによりまして全国1,300か所での危険箇所対策を実施しておりまして、写真左側でございますように流木捕捉式治山ダム、これらを100基集中的に配置しております。また、溪流沿いの溪流内にあります危険木、こういうのを除去した対策を実施していきまして、流木災害の防止、こういうような取組を行っています。

また、令和2年7月豪雨におきましては全国各地にわたって山地災害が発生しまして、先ほど申しましたように洪水被害、また、土石流被害が同時多発的に発生していることを踏まえまして、被災地の復旧に併せまして事前防災の推進も必要となりますので、3か年対策に引き続いて令和2年度補正予算から開始した国土強靱化5か年加速化対策において、土石流の危険度が高い箇所の整備率の向上を図ることとしております。

4ページ目を御覧ください。以下、具体的な対策検討の中身でございます。今後の気候変動を見据えた森林の土砂流出防止機能・洪水防止機能の維持・向上のための治山対策についてです。

まず、土砂流出防止対策です。写真等で示しておりますとおり、今後いわゆる表層崩壊よりも深い層での崩壊発生の増加、雨が多く降るという観点からです。それに、また、流量の増に

伴いまして溪流の侵食が激化することが予想されております。山地災害の同時多発化などもございます。土砂や流木の流出量の増大が懸念されるところでございます。それに対してですが、リモートセンシング技術の活用によりまして対策箇所の抽出、治山ダムのきめ細かな配置、流木化する危険木の事前伐採と林相転換を含めた対策、山地災害危険地区における治山対策の着手率向上や、既存施設の改良などの既存ストック活用などの取組を推進することとしています。

最後、5ページ目でございます。洪水緩和機能発揮対策についてです。洪水被害が激甚化していることを踏まえまして、流域視点での治水対策を進めていく上で、上流域の森林においては浸透能・保水力を有する森林土壌を保持する対策を強化して、森林が雨水の流出遅延効果の役割を果たしていくことが重要であります。具体的には右側の図・写真にございますように、リモートセンシング技術を活用した対策によりまして対象箇所の明確化と、それを踏まえた森林整備と、あと簡易な土木的工法、例えば筋工、柵工と呼ばれているものなのですが、そういうものを組み合わせて雨水の浸透促進を図るとともに土砂流出を抑制させて、河川の流路断面を閉塞しないようにするような取組、また、こうした対策を、右図・写真にございますように、例えば吉野川流域の事例にありますとおり全国で流域治水の取組を連携して行うこととしております。流域全体での洪水被害の防止・軽減にも貢献していくことで対策を進めていく考えでございます。

以上の方針概要につきましては、先ほど御説明いたしました基本計画の骨子、国土保全等の推進にも反映してございますし、また、本文の中身についても記載していくことで検討していくこととしております。よろしく申し上げます。

○土屋会長 ありがとうございます。

今の御報告について御質問、御意見があれば。

どうぞ、立花委員。

○立花委員 ありがとうございます。

大変重要な在り方検討会だったということを理解いたしました。

それで、先ほど松浦委員から、災害に強い森林というものの重要性が指摘されたわけですが、特に関心を持って見ると、人工林を見ていくと年齢構成が高くなっていく、そうすると様々な災害のありようが変わってくると思うんですけれども、そうした年齢構成の変化に伴う災害の変化、それに対してどういった対応をなされていてこうとされているのか、その辺りについて御説明をお願いできればと思います。

○佐伯治山課長 今回の治山対策の在り方検討会では、基本的に治山施設の配置の仕方が中心

になりました。また、あと、保安林整備によって保水能力を高めていくという対策が中心でございました。ただ、いずれにしても人工林は齢級構成が高い状況であります。その中で例えば先ほど松浦委員からございました風倒被害とか、あと鹿被害とか等々、森林の被害は人工林においても発生しておりますので、それを補完する上で例えば土木的な工法、筋工、柵工などを設置することによって、森林土壌を保持して保水機能を高める対策というのを進めていくということを取りまとめてございます。

○立花委員 ありがとうございます。

○土屋会長 ほかの方はよろしいでしょうか。これは非常に国民の・・・

出島委員どうぞ。

○出島委員 済みません、質問なんですけれども、流木の固定をする治山型の治山ダムを造られていると、九州の豪雨などの対応で。そこでの固定型のものというのは、溪流の連続性みたいなものを考えながらやられているというふうに考えていいんでしょうか。

○佐伯治山課長 はい、御指摘のとおりでございます。溪流の状況を見て流木捕捉治山ダムの配置箇所というのを決定して対応しております。

○出島委員 ありがとうございます。

○土屋会長 ほかはよろしいですか。

ありがとうございます。

さっき言いかけたのは、国民の関心が非常にこの辺のところは強いところなので、是非、対策を進めていただければと思います。ありがとうございました。

そうしましたら、もう一つその他があります。その他の2ですが、国有林における樹木採取権の設定規模の検討に係る新規需要創出動向調査、マーケットサウンディングですね。これは前にも出てきました——の実施について、経営企画課長の方からお願いいたします。

○関口経営企画課長 経営企画課長です。

私の方から、樹木採取権のその後の状況を含め、今回の調査について御説明させていただきます。すみません、資料等がありません。口頭で説明させていただきます。

まず、新しい委員もおられるので概略から説明になりますけれども、樹木採取権制度は、林業経営体の育成を目的として、国有林野の一定区域を樹木採取区として指定し、当該区域で一定期間安定的に伐採できる権利である樹木採取権を公募・審査・選定を経て林業経営体に設定するものでありまして、令和2年度から制度が開始されております。その状況については、節目節目でこの林政審議会でも御報告させていただいているところであります。

その樹木採取権についてなんですが、令和2年度から4年度にかけて、基本となる形として権利期間約10年、規模200から300ヘクタール程度というものについて、10か所程度パイロット的に設定し検証を行うというふうにしてきたところであります。林野庁では、これまでも御説明してきたとおりなんですけれども、設定に向けての準備を行ってまいりました。しかしながら、新型コロナウイルスの影響もありまして需要の減退もあって、実施のタイミングというのをうかがっていたのですが、今年度については結局、設定については見送ったところであります。令和3年度におきましても、引き続き地域ごとの需要の回復状況を見定めた上での判断となりますが、可能と判断できれば、そのような地域においては設定に向け手続を開始する考えであります。

次に、新規需要創出動向調査、いわゆる我々がマーケットサウンディングと言っているものの調査についてであります。本件については後ほどプレスリリースさせていただく予定でして、本来はそのペーパーをお配りするべきところなんですけれども、まだ公表する段階に至っていないということで、申し訳ございません、ペーパーをお配りできないということで御理解いただければと思います。

樹木採取権の設定につきましては先ほども申し上げたとおりなんですけれども、10か所程度やるという基本の形があります。一方で、地域の取組として大規模な製材工場を誘致する場合や、地域の中小企業が連携して新規需要の創出に取り組むと、そういった場合など国産材の需要拡大のニーズが特に大きい地域においては、その地域の需要動向や森林資源の状況などを勘案しつつ、10年を超える期間も設定できるというような仕組みになっているところです。この基本となる形を超える大規模な権利に対する具体のニーズがそもそもあるのか、また、その際の規模・期間等を検討するために、これも以前の林政審議会でもお話しさせていただいたところなんですけれども、新たな国産材需要創出の動向調査、マーケットサウンディングを実施することとしております。今回は、そのマーケットサウンディングの一環として、こういった検討に向けた材料収集のための調査に着手するということです。

なお、後ほど発出するプレスリリースのペーパーでは、紙面の都合上、大規模な製材工場を誘致する場合などといった形で、大規模な樹木採取権の設定を想定される状況を例示しているのですが、この審議会においても御議論いただいているとおり、当然に地域の中小企業が連携して新規需要の創出に取り組む場合も対象になるということは、念のため付け加えさせていただきます。

また、プレスリリースには記さないという予定になっているんですけれども、別途、都道府

県に対しても地域の需要、そういう動向があるかどうかというものについて調査を行うこととしております。これらの調査によって、民間企業や都道府県からの新たな木材需要創出の動き、構想、アイデアとしてどのようなものがあるのか、その内容と規模、民有林を含む木材調達の構想などを幅広く聞き取ってまいるという考えです。その上で民間企業等から提供があった構想等について需要創出の手法や内容、これらに応えられるだけの国有林が資源が本当にあるのかどうかなどについて、時間を掛けて地域ごとに掘り下げながら、その実現可能性について慎重に検討・検証を進めてまいるという考えです。

あえて申し上げればなんですけれども、飽くまで今回の調査というのは、今あります樹木採取権制度の範囲内でどのような需要があるかということ調査するものであって、樹木採取権制度そのものをどうかしてほしいとか、こうしてほしいというものの募集ではないということは、念のため申し上げておきたいと思えます。

また、機会を捉えましてその後の経過等については御報告させていただきたいと思えます。

以上でございます。

○土屋会長 ありがとうございます。

樹木採取権の今の現状について、具体的にはマーケットサウンディングをするということについて、御質問、御意見がありましたら、いかがでしょうか。

はい、どうぞ、村松委員。

○村松委員 何回目かの林政審の中で、この樹木採取権の利用について慎重であってほしいと、このコロナの影響もあって需要がどんどん伸びていくという状況ではないので、慎重であってほしいというお話をさせていただいて、それに対して国有林は大変に真摯に受け止めてくれて、国有林の伐採、年度当初には計画をされていた地域でも、今回はどんどんと木を出すような伐り方はしないという方向で、全体の中で全部伐らないと言ったかどうかは分かりませんが、どういう筋であったかは分かりませんが、確実に今は木が土場にあるから、夏にかけてどんどんとたまり出したときに、そのことに対して国有林から伐り出さないという手法を取っていただいて、このことは全国の全体とすれば大変有り難かった。ただ、それぞれの地域には地域の実情もあって、伐らせてほしかったとか、伐ってくればよかったのにみたいな、一つずつの意見はいろいろあると思えますけれども、全体とすれば、日本一の大山持ちとして私はものすごく適切な判断を今回はしていただいたし、これからも正に今言われた、全国の状況を見ていろいろと声を聴いてその上で判断をしていくという姿勢を、これからも是非持っていただきたい。これはお礼も込めてお願いをさせていただきたいと思えます。

○土屋会長 ありがとうございます。

ほかに御質問、御意見等があれば。

よろしいですか。

ありがとうございます。

この件については、これまでもそうですが、今日も最後に御発言がありましたように、林政審議会としては常に御報告を頂いて、こちらとしてもそれを常にフォローするという体制を取っておりますので、委員の皆さんもそれを御承知の上で御協力をお願いいたします。

特にないということで、この件も終わりにさせていただきます。

以上をもちまして、本日の林政審議会の議事は終了いたしました。

今回もオンラインと会場という非常にやりにくい環境の中で、皆さん御発言をたくさん頂きましてありがとうございました。時間の都合上少し制限してしまったところがあって非常に心苦しく申し訳なく思っているんですが、また次の審議会もすぐありますので、そちらの方で御発言をお願いいたします。

シナリオには書いていないですけども、次の回は森林・林業基本計画が文で出てくる、それから全国森林計画も出てくる、それから森林・林業白書も出てくる。みんな文書で出てきます。つまり、皆さんへの宿題が膨大にありますので、ちょっと御覚悟ください。あと1か月後ぐらいですので、ちょっとお時間を取っていただいて予習が必要かと思っております。

以上で、こちらとしては言いたいことも終わりましたので議事を返したいと、どうもありがとうございました。

○永井林政課長 ありがとうございます。

次回の林政審議会ですが、4月中旬をめどに開催したいと考えております。日程につきましては後日、事務局より御連絡いたしますので、委員の皆様方には御出席のほどよろしく願いいたします。

以上をもちまして、本日の林政審議会を閉会とさせていただきます。

本日はお忙しい中、御出席いただき、誠にありがとうございました。

午後4時14分 閉会